

希少野生生物の国内流通管理に関する  
点検とりまとめ報告書

平成 24 年 3 月

希少野生生物の国内流通管理に関する点検会議



## はじめに

### 1. 背景及び点検の必要性

絶滅のおそれのある野生生物の保全に関しては、1992年（平成4年）に成立した「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」をはじめ、関連制度による様々な規制や保全の取組が行われてきた。このうち、国内外の絶滅のおそれのある野生生物の我が国における流通の管理は、主として種の保存法に基づき20年近く運用されてきた。国際的な取引規制の動向や社会状況の変遷に伴う取引様態の変化等に対応するために、長年の運用事例が積み重なってきたことを踏まえ、これまでの国内流通管理状況を点検する必要がある。また、2010年（平成22年）3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2010」においても、種の保存法の執行状況の評価を踏まえ、今後のあり方について検討し、必要な対策を講じていくことが施策のひとつに掲げられている。

なお、2008年（平成20年）6月に成立した「生物多様性基本法」の附則第2条では、「政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」ことが規定されており、今般の点検はその趣旨に沿ったものでもある。

さらに、2010年（平成22年）10月に生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP10）で採択された「新戦略計画・愛知目標」においても、既知の絶滅危惧種の絶滅や減少が防止され、特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成されることが目標の一つに位置づけられている。このような国際的な目標の実現に向けて絶滅のおそれのある野生生物の保全を推進するに当たっても、これまでの保全の状況を点検することが重要である。

### 2. 点検の実施

種の保存法においては、我が国に生息・生育する「国内希少野生動植物種」のみならず、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」によって国際取引が規制されている種などの国際的な協力による保全が必要とされる絶滅のおそれのある野生生物も「国際希少野生動植物種」として指定され、国内の流通が規制されている。このため、環境省が設置した「希少野生生物の国内流通管理に関する点検会議」は、2011年度に、種の保存法に基づき個体等の譲渡し等を規制している国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種（ここでは「希少野生生物」とする。）について、これまでの国内流通管理の状況を点検した。その結果を踏まえて、種の保存法の見直し等をはじめ、今後の希少野生生物の国内流通のより適切な管理の推進に資するために専門的見地からの提言を行った。

点検の進め方の概要は以下の通りであり、点検結果についてはⅠ、Ⅱに記載し、Ⅲに提言を記述した。

### (1) 希少野生生物の国内流通管理に関する法制度

希少野生生物の国内流通管理に関する各種国内法令の整理を行うとともに、我が国の法令と海外法令との比較を行った。

### (2) 希少野生生物の国内流通管理の制度と現状

種の保存法制定による国内流通管理の制度と過去の執行状況（許可、登録、届出等）をとりまとめるとともに、種の保存法の流通規制に関する過去の違反の事例等を整理した。また、国内で流通している希少野生生物の販売価格や動物園・植物園等の公共的な展示施設における希少野生生物保有状況についても把握した。

### (3) 今後の希少野生生物の国内流通管理に関する提言

点検結果を踏まえ、今後の希少野生生物の国内流通管理に関する提言を行った。

## 3. 点検の体制

希少野生生物の国内流通管理に関する点検会議は、下記の委員で構成された。なお、点検に当たり関連分野の学術団体や NGO の意見の募集を行った。また、社団法人日本動物園水族館協会及び社団法人日本植物園協会には一部のデータの提供について協力を得た。

### 「希少野生生物の国内流通管理に関する点検会議」委員（50 音順、敬称略）

石井 信夫（座長）	東京女子大学 現代教養学部 教授
石原 明子	公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン 広報準備室室長
磯崎 博司	上智大学 地球環境学研究科 教授
金子 与止男	岩手県立大学 総合政策学部 教授
小宮 輝之	東京都恩賜上野動物園 前園長 (公益財団法人 東京動物園協会 常務理事)
堀 浩	アジア産野生生物研究センター 理事長

## 目次

I	希少野生生物の国内流通管理に関する法制度	1
1.	我が国の希少野生生物の流通に係る管理制度の概要	1
2.	希少野生生物の国内流通管理に係る海外法令の概要	5
II	希少野生生物の国内流通の制度と現状	12
1.	譲渡し等の禁止	12
2.	譲渡し等の許可	12
3.	特定国内種事業の規制	13
4.	特定国際種事業の規制	14
5.	国際希少野生動植物種の個体等の登録	18
6.	罰則と違反事例	29
7.	希少野生生物の国内流通価格	35
III	点検結果を踏まえた今後の希少野生生物の国内流通管理について（提言）	36
1.	点検結果及び希少野生生物の国内流通管理にあたっての課題	36
2.	今後の希少野生生物の国内流通管理にあたっての基本的な考え方	36
3.	規制の範囲について	37
4.	罰則等について	38
5.	国際希少野生動植物種の個体等の登録制度について	39
6.	法制度の周知について	40
7.	終わりに	40
＜参考資料＞		
参考資料 1	希少野生生物の国内流通管理に係る各種法令	41
参考資料 2	動物園・水族館・植物園における国際希少野生動植物種の保有状況	50
参考資料 3	種の保存法などの違反事例	52



## I 希少野生生物の国内流通管理に関する法制度

我が国の希少野生生物の流通に関する法制度について、概要を整理した。また、アメリカ、EU等を対象に、海外における希少野生生物の流通制度について整理し、我が国の制度と比較した。

### 1. 我が国の希少野生生物の流通に係る管理制度の概要

#### (1) ワシントン条約

正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（英名：Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）」。1973年に米国ワシントンで行われた会議で採択され、1975年に発効した。会議開催地にちなみワシントン条約、または英語正式名称の頭文字をとってCITESと略称される。現在（2012年3月）の締約国数は175ヶ国である。我が国は1980年（昭和55年）に締結し、同年に発効した。

条約の目的は、輸出国と輸入国が協力し、絶滅のおそれがある野生動植物の国際的な取引を規制することにより、これらの動植物の保護を図ることである。国際的な取引の影響を受けている野生動植物で、絶滅のおそれの程度に応じて3つの分類に区分し（参考資料1.（3）参照）、これらを条約の附属書Ⅰ、Ⅱ及びⅢに掲載し、附属書に掲載された種についてそれぞれの必要性に応じて国際取引の規制を行う。また、締約国は、附属書に掲載された特定の種について、留保を付すことにより、条約による規制を受けないことができる。2～3年ごとに締約国会議が開かれ、附属書の改正や条約運用などが議論される。また、締約国会議が開かれない年には、その下部組織の常設委員会や動物委員会・植物委員会により、附属書Ⅰ、Ⅱ掲載種のレビューが行われ、問題がある場合は当該締約国に適切な助言を与えることができる。

附属書に掲載される対象種は、締約国会議で決められた掲載基準に沿って選定されるが、経済活動としての国際取引によって種の存続が脅かされる生物種が選ばれるため、絶滅が危惧されている種でも、経済的な国際取引の対象となり得ない生物はこの条約の対象とはならない。また、条約により国際取引が規制されるのは動植物種の生体だけではなく、死体や剥製、毛皮・骨・牙・角・葉・根など生体の一部、及びそれらの製品も対象となる。

#### (2) 外国為替及び外国貿易法

外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」）は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を

期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的（法第1条）として、1949年（昭和24年）に制定された。

我が国におけるワシントン条約の執行は、附属書Ⅰ、Ⅱ及びⅢの掲載種の輸出入について、外為法による輸入承認制・事前確認制（法第52条）や輸出承認制（法第48条第3項）（具体的な事項は、外為法の施行細則である「輸入貿易管理令」や「輸出貿易管理令」などで定められている）、また関税法の輸出入許可制（法第67条、法第70条）に基づいて行われている。こうした規制により、附属書Ⅰ掲載種の輸出入、附属書Ⅱ掲載種の輸出には承認を要する。また、附属書Ⅱ、Ⅲ掲載種であって生きている動物などの輸入には、原則として事前確認を要する。事前確認は、偽造の輸出許可書を用いた密輸を防ぐために、輸入に先立って輸出許可書を提出させて、経済産業大臣が輸出国に対して確認を行う制度である。（図1-1参照）

### （3）種の保存法

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」）は、特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律（1972年）と絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律（1987年）を廃止・統合して、1992年（平成4年）に制定され、1993年（平成5年）に施行された。

種の保存法の目的は、国内外の絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を体系的に図ることにより良好な自然環境を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することである（法第1条）。

種の保存法で対象とされる「希少野生動植物種（亜種・変種を含む）」には、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種及び緊急指定種がある。また、商業的に個体の繁殖をさせることができる種等は、国内希少野生動植物のうち特定国内希少野生動植物種として指定することができる。

#### ◇ 国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という）

その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう。現在、国内希少種に指定されている種は87種である（2012年3月現在）。

#### ◇ 国際希少野生動植物種（以下「国際希少種」という）

国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少種を除く。）であって、政令で定めるものをいう。現在、国際希少種に指定されている種は698種である（2012年3月現在）。

#### ◇ 緊急指定種

環境大臣が国内希少種及び国際希少種以外の野生動植物種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定できる種。

種の保存法では、外国産の希少野生生物の保護と、国内に生息・生育する希少野生生物の保護について規定している。外国産の希少野生生物については、ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種または二国間渡り鳥等保護条約・協定における通報種の種・亜種・分類群について、国際希少種に指定される（施行令別表第 2 掲載種）。規制されるものは指定種の生体だけではなく、死体や剥製、施行令別表第 4 に掲げる器官及び加工品なども対象となる。また、国内に生息・生育する希少野生生物については、レッドデータブックやレッドリストで絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類）とされたもののうち、人為の影響により生息・生育状況に支障を来す事情が生じているものの中から、国内希少種に指定される。

これら希少野生生物の保護のため、国内希少種と国際希少種の譲渡し等（法第 12 条）や販売・頒布目的の陳列が原則禁止（法第 17 条）されている。また、国内希少種については捕獲等の禁止（法第 9 条）や生息地等保護区の指定（法第 36 条）、保護増殖事業計画策定（法第 45 条）等が規定されている。なお、流通の規制に関して、国際希少種の個体等で、商業的目的で繁殖させた個体など、正当な理由に基づいて登録を受けたものは、例外的に取引を認められる。また、特定国内希少野生動植物種以外の国内希少種に関しては、輸出入についても禁止されている（法第 15 条）。

我が国の希少野生生物の流通に関わる制度の関係を図 1-1 に示した。

なお、国内に生息・生育する希少野生生物の国内流通については、種の保存法以外に鳥獣保護法（違法捕獲鳥獣の譲渡しの規制等）、動物愛護管理法（動物取扱業の登録制等）、文化財保護法（天然記念物の現状変更等の規制）にも部分的に関連する規制がある（参考資料 1.（4）参照）。

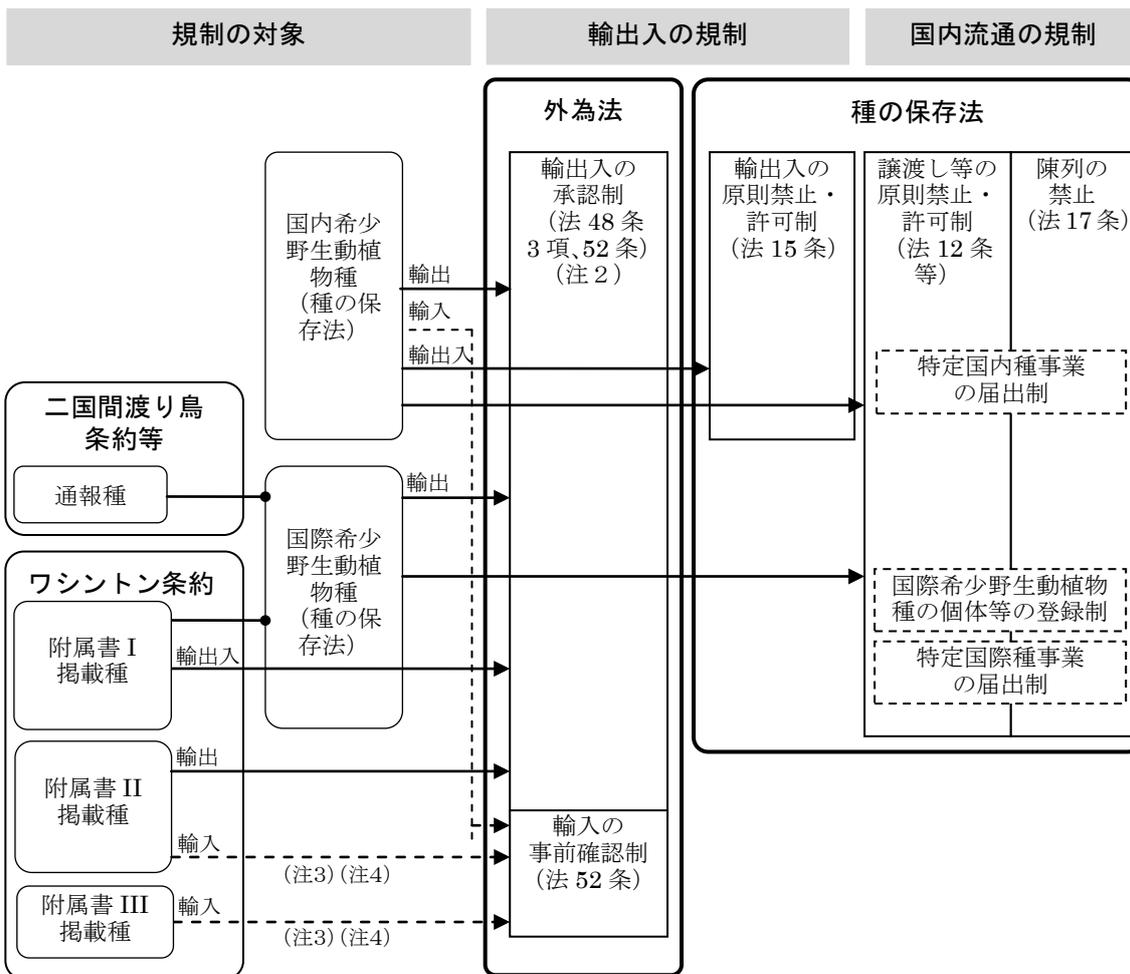


図 1-1 我が国の希少野生生物の流通にかかる制度

- 注 1 本図は、制度全体の理解のために外為法及び種の保存法の規定を大幅に簡略化して作成したものであって、必ずしも正確なものではない。なお、図中の点線は一部のものを示す。
- 注 2 ワシントン条約附属書 I 掲載種を輸出入する場合には、輸出入の承認のほか輸出許可書・輸入許可書が必要となる。
- 注 3 ワシントン条約附属書 II 掲載種と附属書 III 掲載種を輸入する場合、原産地または船積地域が締約国・地域（準締約国を含む。191 の国・地域）であれば輸入承認を要しない。
- 注 4 ただし、輸入承認を要しない場合（注 3）であっても一定の場合（生きている動物の輸入と、特定の種について輸出禁止等の厳格な規制を行っている国・地域を原産地・船積地域とするものの輸入など）には、別に経済産業大臣の事前確認を求められる。
- 注 5 ワシントン条約附属書 II 掲載種・附属書 III 掲載種の輸入のうち輸入承認（注 3）や事前確認（注 4）を要しない場合であっても、輸入に際して税関に書類を提出する必要がある。二国間渡り鳥条約通報種についても同様である。

## 2. 希少野生生物の国内流通管理に係る海外法令の概要

海外における希少野生生物の流通に関する制度について、アメリカ、カナダ、EU、オーストラリアを対象に整理し、我が国の制度と比較した（表1-1）。各国の希少野生生物の輸出入及び流通に関する制度は、関連法令やその指定種に含まれるワシントン条約附属書掲載種の範囲、流通規制の範囲、登録制度等の有無、生体の返還規定、罰則等について国毎に異なっている。

### （1）関連法令

我が国では、ワシントン条約に基づいた輸出入規制は外為法及び関税法が行っており、その上で種の保存法で国内での希少野生生物の流通規制を行っている。

これに対してアメリカでは、ワシントン条約の対応についてはワシントン条約実施規則で担保しており、これとは別に**Endangered Species Act**（以下、**ESA**）で流通規制を実施している。また、カナダ、EU、オーストラリアについては国際的な輸出入、ワシントン条約担保の部分もあわせて1つの法律で規制をかけている。

### （2）法の指定種に含まれるワシントン条約附属書掲載種

我が国では、希少野生生物の輸出入規制は附属書Ⅰ～Ⅲの掲載種を対象とするが、国内流通に関しては附属書Ⅰ掲載種のみが規制対象（国際希少種）となる。

これに対して、アメリカでは、ワシントン条約実施規則（表1-2②）の中で輸出入の規制を実施し、国内流通については、**ESA**で国内種・国外種共に「**Endangered**」「**Threatened**」の2つのカテゴリーに分けて、附属書Ⅰ～Ⅲ掲載種からそれぞれ対応すべき種として独自に抽出をして規制を実施している（表1-2①）。

EUでは、**Annex A～D**で区分けし、特に**Annex A** についてEU域内での規制等を強くかけており、附属書Ⅰ掲載種のすべてと、附属書Ⅱ、Ⅲの掲載種については一部を対象としている（表1-2③）。

カナダでは、**Schedule I～Ⅲ**で区分けし、特に**Schedule I** について輸出入に加え州間での輸送が原則許可制という形となっており、すべてのワシントン条約附属書掲載種が含まれる（表1-2④）。

オーストラリアでは、すべてのワシントン条約附属書掲載種（**CITES Listed Species**）の輸出入について原則許可制で、更に附属書Ⅲ掲載種を附属書Ⅱ掲載種とみなす等の規制強化が図られている（表1-2⑤）。

### （3）流通規制

我が国では、国際希少種・国内希少種の譲渡し等、陳列が原則禁止、更に国内希少種については捕獲規制がある。

これに対して、アメリカでは、輸出入の禁止に加えて国内や公海上での取得の禁止、

違法に取得された種の所持や販売等の禁止、商業目的で国際及び州間での輸送についても原則禁止としている。

カナダでは、違法に取得した野生動植物種の輸出入、州間の輸送の原則禁止となり、ワシントン条約附属書 I 掲載種については流通や販売を目的とした所持が原則禁止となる。

EUでは、Annex A掲載種の購入、商業目的での取得や販売も原則禁止となる。オーストラリアは指定種の取引や飼養、移送が違法となり、在来種の標本の輸出に関しても規制している。

#### (4) 国内流通のための登録（識別）制度の有無

国内流通のための個体識別の体制については、我が国では、登録制度、あるいは特定の事業については事業者の届出制度で国内の流通状況を管理・規制している。これに対して、流通規制、何らかのチェックの体制があるといえるものはEU及びオーストラリアとなる。なお、オーストラリアについては非在来鳥類に対してのみの規制となっており、EUについてはEU域内及び域外取引の管理に、マーキング及びラベリングを実施している。しかしながら、登録及び届出後の移動について管理当局で把握する体制をとっているのは、我が国以外には見当たらないという状況といえる。

#### <EUにおける輸入及び域内商業活動目的での標本のマーキング>

商業目的の利用が原則禁止されている Annex A 掲載脊椎動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類）について、商業利用が認められた標本に対して域内取引証明書が発給されるためには、個別のマーキングが必要となる。その他、Annex A もしくは Annex B 掲載種の一部の種についても、輸入許可証の発給には標本個別のマーキングが要件となる。

野生動物取引規則の実施規則である Commission Regulation (EC) No 865/2006 ではマーキングが輸入許可要件となる標本として以下を挙げている（第 66 条）。

- ・ 移動展示に供される Annex A 記載種のうち、生きた脊椎動物
- ・ ワシントン条約の締約国会議で承認された飼育下繁殖に由来する標本
- ・ ワシントン条約の締約国会議で承認されたランチング事業由来の標本
- ・ ワシントン条約の締約国会議で輸出割当量が承認されている附属書 I 掲載種の個体群に由来する標本
- ・ 20cm 以上かつ 1kg 以上の象牙及びそのカットピース
- ・ 共同体に輸出される未加工・なめし・及び／もしくは加工済みのワニ類の皮、脇腹、尾、喉、肢等
- ・ キャビア容器

#### (5) ワシントン条約掲載種生体の返還規定

ワシントン条約上では、当該国で違法に入手したワシントン条約附属書掲載種の生体個体については、原産国に返還する規定をそれぞれ各国で適切に定めることになっている。今回取り上げた法令の中で、生体の返還について規定しているのは我が国、アメリカ、EUとなる。

#### (6) 罰則

我が国では、種の保存法における国内流通に関する罰則として、懲役1年以下または100万円以下の罰金が設けられている。また、外為法の国際的な流通については、500万円以下の罰金もしくは5年以下の懲役である（なお、輸出入したものの価格が500万円の5倍を超える場合には、罰金の金額をその価格の5倍まで引き上げることができる。）。

これに対して、海外では基本的に罰金及び刑期等の罰則規定が厳しい傾向にあり、アメリカのESAでの罰則では5万米ドル（約380万円／1米ドル=76.0円換算）以下の罰金または1年以下の拘束となる。更に同国では、Lacey法の罰則で、個人で25万ドル以下もしくは／及び最高5年の刑（併科）、企業で50万米ドルもしくは取引利益の倍額の罰金が科せられる。

カナダでは、個人で15万加ドル（約1,125万円／1加ドル=75.0円換算）以下の罰金及び／もしくは5年以下の刑（併科）、法人で最高30万加ドル（約2,250万円）が科せられる。

EUでは、域内のそれぞれの国に裁量があるという形になっているが、例えばイギリスの場合は罰金が最高で5,000ポンド（約60万円／1ポンド=120円換算）もしくは2年未満の刑期となる。

オーストラリアでは、物価変動によって罰金が調整されるペナルティ単価を導入しており、個人では最高1,000ペナルティ単位（約870万円／1豪ドル=79円換算）の罰金及び／もしくは10年間の刑（併科）、法人では55万豪ドル（約4,345万円）となる。

表 1-1① 希少野生生物の国内流通管理に係る海外法令の概要

	日本		米	
(1) 関係法令	・種の保存法 (1992)	・外為法 (1949) ・関税法 (1954)	・種の保存法 (1973) (Endangers Species Act (ESA)) セクション 8	・ワシントン条約実施規則 (2007) (Regulations Implementing CITES, U.S. Code of Federal Regulations Title 50, Part 23)
(2) 法の指定種に含まれるワシントン条約附属書掲載種	附属書 I 掲載種 (国際希少種に指定)	附属書 I~III 掲載種	ESA 指定種との重複種 (選定基準が異なるためワシントン条約種全てをカバーしないが、重複種についてはワシントン条約よりも厳格に規制)*1	附属書 I~III 掲載種
(3) 流通規制	・捕獲、譲渡し等 (売買含む)、陳列の原則禁止 (国内希少種)  ・譲渡し等 (売買含む)、陳列の原則禁止 (国際希少種)	規定なし (国際希少種の輸出入規制あり)	・輸出入の禁止 ・米国内での捕獲の禁止 ・公海上での捕獲の禁止 ・上記により違法に捕獲した種の所持、販売、配達、輸送の禁止。 ・州際・国際間の商業目的の取引における配達、受領、運搬、輸送、船積の禁止。 ・州際・国際における販売、販売の申し出 (展示等) の禁止。 ・長官が決めた規則に違反することの禁止。 ・ワシントン条約に違反する標本の取引への従事、ワシントン条約に違反して取引された標本の所持の違法化。	規定なし (ワシントン条約附属書の類型に応じた輸出入手続きを規定)
(4) 国内流通のための登録 (識別) 制度の有無	あり (第 20 条)	規定なし (登録要件の一部をなす)	規定なし (アフリカ象の象牙の輸出入者として許可を得た者は、各輸出入とその後の処分について記録する。)	規定なし (Lacey 法: 州際、国際取引における記録、ラベル、識別の偽造を禁止)
(5) ワシントン条約掲載種生体の返還規定	あり (第 16 条) (輸入者に返送を命じることができる。)	なし	なし	あり (ワシントン条約実施規則 § 23.78*3) (米国もしくは輸出国での飼養、野生復帰、安楽殺等の対処の選択肢を示す)
(6) 罰金・罰則	最高で懲役 1 年以下又は 100 万円以下の罰金	(外為法) 500 万円以下の罰金もしくは 5 年以下の懲役 (輸出入したものの価格の 5 倍が 500 万円を超える場合、最大罰金金額は価格の 5 倍) <併科あり> (関税法) 500 万円以下の罰金もしくは 5 年以下の懲役 <併科あり>	(ESA) ・刑事: 最高 5 万ドル、最高 1 年以下の拘禁 (併科あり) ・民事: 2 万 5 千ドル以下 (@76.0 円)	(Lacey 法) ・個人: 25 万ドルもしくは / 及び最高 5 年の刑 ・企業: 50 万ドルもしくは取引利益の倍額
(7) その他の主な関係法 (「種の保存法」に相当分野に限る)	なし		Lacey 法 (米国法及び外国法に違反する野生動物取引の違法化) → 原産国からの輸出の合法性に疑問のある中継国のワシントン条約証明書添付野生生物の輸入阻止 野鳥保全法、渡り鳥条約法、海洋哺乳類保護法、ハクトウワシ・イヌワシ保護法、アフリカゾウ保全法、アジアゾウ保全法、サイトラ保全法、大型霊長類保全法、ウミガメ保全法等	

本表は、CITES World (ワシントン条約の公式ニュースレター) Issue Number 15 (July, 2005), 及び Number 16 (December, 2005) を基に各国政府ウェブサイト上の情報を適宜追加して作成。為替レートは 2011 年 10 月 26 日現在。

\*1 ESA が指定する外国種とワシントン条約種と完全に一致しない。また国内種同様、規制は Endangered に対するもので、Threatened については内務長官が必要に応じて規制内容を指定。

表 1-1② 希少野生生物の国内流通管理に係る海外法令の概要

	加	EU	豪
(1)関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生動植物保護と国際・州際取引規則に関する法律(1992) (Wild Animal and Plant Protection and Regulation of International and Interprovincial Trade Act (WAPPRIITA))</li> <li>野生動植物取引規則(1996) (Wild Animal and Plant Trade Regulations) (SOR/96-263)。(WAPPRIITAの実施規則)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引規制による野生動植物種の保護に関する理事会規則(野生生物取引規則)(1996) (Council Regulation (EC) No. 338/97 on the protection of species of wild fauna and flora by regulating trade therein)</li> <li>Commission Regulation (EC) No 865/2006, (2006)(上記規則の実施規則)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保護及び生物多様性保全法(1999)) (Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999 (EPBC Act)).</li> </ul>
(2)法の指定種に含まれるワシントン条約附属書掲載種	附属書 I~III 掲載種	附属書 I~III 掲載種 (ワシントン条約附属書にほぼ対応する独自の4つの付属書A,B,C,Dに再分類して規制。一部でワシントン条約よりも厳格な規制を課す)	附属書 I~III 掲載種 (EPBC用にワシントン条約附属書掲載種を全て記載した「ワシントン条約掲載種リスト」の運用で、ワシントン条約よりも厳格な規制が可能)
(3)流通規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国で違法に捕獲された野生動植物や、違法に所持・流通・輸送している部分・派生品の輸入の禁止*2</li> <li>野生動植物種の輸出入や州際輸送の原則禁止*2</li> <li>動植物が捕獲された、もしくは派生品が所持・流通・輸送されていた州から他州への輸送の禁止。</li> <li>本法に反した輸出入・州際輸送によって入手したか、本法に反した輸出入や州際輸送のために、野生動植物等を意図的に所持することの禁止。</li> <li>ワシントン条約附属書 I 掲載種の流通や販売を目的とした所持の禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Annex A 掲載種の購入、購入の申し出、商業目的での取得、商業目的での一般への展示、商業利益・販売のための利用、販売のための飼養、販売の申し出、販売目的での輸送の禁止</li> <li>Annex A 掲載種の標本、特に動物の生体の保持等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定種の取引、飼養、移動の違法化</li> <li>在来種標本の輸出の規制</li> </ul>
(4)国内流通のための登録(識別)制度の有無	規定なし (ワシントン条約種の輸出入もしくは州際輸送を行う者は、規則によって要求される文書を所定の方法・期間保管する。)	(あり) 域内取引や域外との取引のためのマーキング及びラベリング制度が存在 【表 1-2③参照】	(非在来鳥類のみ) ワシントン条約附属書掲載種等の非在来鳥類の所有者は、合法的に入手したことを証明する書類を保管・提供する責任を有する
(5)ワシントン条約掲載種生体の返還規定	なし	あり(規則 338/97 第 16 条 3)*4 (輸出国との協議の後には有罪確定者の負担での当該国に返還する可能性)	(政府が押収標本を適切と思われる方法で処置すること認める: セクション451(2)(返還についての言及なし))
(6)罰金・罰則	正式告訴犯罪で <ul style="list-style-type: none"> <li>個人: 最高 15 万加ドル及び/もしくは最高 5 年の刑</li> <li>法人: 最高 30 万加ドル (@75.0 円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU 加盟各国に制裁を設定するよう要求</li> <li>英国の例: 最高でレベル 5 の罰金*5 及び/もしくは 2 年未満の刑期</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人: 最高 1,000 ペナルティ単位*6 及び/もしくは最高 10 年の刑</li> <li>法人: 最高 55 万豪ドル (@78.9 円)</li> </ul>
(7)その他の主な関係法(「種の保存法」に相当分野に限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機にある種に関する法律 (Species At Risk Act (SARA)) (2002)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生息地指令(1992) (Habitats Directive)</li> <li>野鳥指令(Birds Directive)</li> </ul>	なし

\*2 輸出入・州際輸送が原則禁止されている野生動植物はワシントン条約附属書掲載種及び規則付表II掲載種(カナダの生態系にとって危険な種)だが、海外で違法に捕獲された動植物についてはあらゆる野生動植物の輸入が禁止されている。

\*3 他の連邦規則 (50CFR part12, 7CFR part356, 19CFR part162) も関係。

\*4 英国ではThe Endangered Species (Import and Export) Act 1976 の1(9)で規定、ガイドラインも存在(ただし「re-homing」であり、「return」ではない)。

\*5 レベル5: 5,000英ポンド (@121.9円)。

\*6 1ペナルティ単位: 110豪ドル。

＜各国法令に基づく指定種とワシントン条約掲載種との関係の概要＞

表1-2① 米国 (ESA)

ESA ステータス	指定が重複 する附属書	種 数	備 考
Endangered	附属書 I	511	<ul style="list-style-type: none"> <li>種のカテゴリとしては 米国在来種 (U.S. Species.)、外国種 (Foreign Species)、候補種 (Candidate Species) の 3 つがある。</li> <li>ESA 上の主要ステータスは以下の通り Endangered、Threatened、緊急掲載絶滅危惧種、緊急掲載絶滅危機種、試験的個体群 (重要)、試験的個体群 (非重要)、Endangered 指定分類群に外見が似ている種 (SAE)、Threatened 指定分類群に外見が似ている種 (SAT)</li> <li>左の表で附属書及び ESA 上の双方に指定がある (ESA 上の外国種 (Foreign) にほぼ相当すると考えられる) のは 691 種。 Endangered: 607 Threatened: 84</li> <li>2011 年 7 月 13 日現在で ESA 上の指定を受けている外国種 (Foreign) は 590 種 (米国魚類野生生物局 Web サイトより) Endangered: 535 Threatened: 53 SAT : 2</li> </ul>
	附属書 II	86	
	附属書 III	10	
	—	958	
Threatened	附属書 I	32	<ul style="list-style-type: none"> <li>左の表で附属書及び ESA 上の双方に指定がある (ESA 上の外国種 (Foreign) にほぼ相当すると考えられる) のは 691 種。 Endangered: 607 Threatened: 84</li> <li>2011 年 7 月 13 日現在で ESA 上の指定を受けている外国種 (Foreign) は 590 種 (米国魚類野生生物局 Web サイトより) Endangered: 535 Threatened: 53 SAT : 2</li> </ul>
	附属書 II	51	
	附属書 III	1	
	—	244	
—	附属書 I	492	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011 年 7 月 13 日現在で ESA 上の指定を受けている外国種 (Foreign) は 590 種 (米国魚類野生生物局 Web サイトより) Endangered: 535 Threatened: 53 SAT : 2</li> </ul>
—	附属書 II	~ 30,500	
—	附属書 II	231	

米国魚類野生生物局広報誌「ENDANGERED SPECIES BULLETIN SEPTEMBER 2005 VOLUME XXX NO. 2」を基に作成。

表 1-2② 米国 (ワシントン条約実施規則)

附属書	必要なワシントン条約許可書
I	輸入許可書、輸出許可書あるいは再輸出証明書
II	輸出許可書あるいは再輸出証明書
III	附属書 III に当該種を掲載した国からの場合は輸出許可書、それ以外の国からの場合は、原産地証明書、再輸出には輸出証明書

表 1-2③ EU (Council Regulation (EC) No. 338/97)

附属書	対象種	輸入条件	輸送条件	域内取引
Annex A	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ワシントン条約附属書 I 掲載種</li> <li>ワシントン条約附属書 II 及び III 掲載種の一部</li> <li>非ワシントン条約附属書掲載種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワシントン条約より厳格な輸入規制</li> <li>輸入許可証の取得必要 (飼育条件についての要件あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送中の動物保護に関する EU 法令に則ったリスクを最小限化する輸送</li> <li>死亡率によっては輸入を制限できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の例外を除いて以下を禁止</li> <li>購入、購入の申し出</li> <li>商業目的での取得、商業目的での公開展示、商業利益のための利用</li> <li>販売、販売目的での飼育、販売の申し出、販売のための輸送</li> </ul>
Annex B	<ul style="list-style-type: none"> <li>Annex A 以外のワシントン条約附属書 II 掲載種</li> <li>非ワシントン条約附属書掲載種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワシントン条約より厳格な輸入規制</li> <li>輸入許可証の取得必要 (飼育条件についての要件あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送中の動物保護に関する EU 法令に則ったリスクを最小限化する輸送</li> <li>死亡率によっては輸入を制限できる。</li> </ul>	—
Annex C	Annex A、D 以外のワシントン条約附属書 III 掲載種	輸入通知書の提出が必要	輸送中の動物保護に関する EU 法令に則ったリスクを最小限化する輸送	—
Annex D	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU 加盟国が留保を付しているワシントン条約附属書 III 掲載種</li> <li>非ワシントン条約附属書掲載種</li> </ul>	輸入通知書の提出が必要	輸送中の動物保護に関する EU 法令に則ったリスクを最小限化する輸送	—

EU 資料「The Differences between EU and CITES Provisions in a Nutshell」より作成

表 1-2④ カナダ（野生動植物取引規則）：全附属書掲載種を 1 つの法律でカバー

＜野生動植物取引規則の付表＞

＜カナダにおけるワシントン条約附属書掲載種の扱い＞

付表	対象種	輸出入許可	附属書掲載ランク	輸出入に係る許可書等書類
Schedule I	・ワシントン条約の 3 附属書掲載種のすべて	輸入／輸出もしくは州際輸送に原則許可が必要	I	カナダに輸入される標本には以下の添付が必要： ・カナダのワシントン条約輸入許可書 ・輸出国発行のワシントン条約輸出許可書 カナダから輸出される標本には以下の添付が必要： ・カナダのワシントン条約輸出許可書（輸入国管理局発行の関連ワシントン条約輸入許可書を受領した段階で発行）
Schedule II	その他、輸入許可が必要な種（カナダの生態系にとって危険なもの）	輸入許可が必要	II	カナダに輸入される標本には以下の添付が必要： ・輸出国発行のワシントン条約輸出許可書 カナダから輸出される標本には以下の添付が必要： ・カナダのワシントン条約輸出許可書
Schedule III	Schedule I 記載種のうち、カナダにおいて絶滅が危惧されるもの	（Schedule I に同じ）	III	カナダに輸入される標本には以下の添付が必要： ・条約加盟国・地域から輸出される際は輸出国発行のワシントン条約輸出許可書 もしくは ・条約加盟国以外からの場合、ワシントン条約輸出許可書、ワシントン条約原産国証明書もしくはワシントン条約再輸出証明書 カナダから輸出される標本には以下の添付が必要： ・ワシントン条約輸出許可書

表 1-2⑤ 豪（EPBC）：全附属書掲載種を 1 つの法律でカバー

	対象種等	輸出入規制
ワシントン条約掲載種リスト CITES Listed Species	ワシントン条約の 3 附属書掲載種のすべて	・一般に輸出入に許可が必要 ・リスト中の注記において、以下のような追加的な輸出入規制が可能。 -規制強化（例：附属書 III 掲載種を附属書 II 掲載種とみなす） -輸出入の量的制限の設定 -特定の個体群への言及
適用除外在来標本リスト List of Exempt Native Specimens	規制適用除外在来標本リストに掲載されていない標本が対象	・輸出に許可が必要
家庭用在来ペット動物リスト List of native household pet animals	家庭用在来ペット動物リスト掲載種	・非商業目的であれば輸出が許可される（出国前に申請者が豪州居住者であることが必要）
生体輸入に適した動植物リスト List of specimens taken to be suitable for live import	生体輸入に適した動植物リスト掲載種	・輸入に許可が必要（リスト中のパート 2 記載種。パート 1 記載種は許可不要） ・豪州で定着したとき、在来種やその生息地に悪影響を与える可能性がある動植物の生体輸入を規制

EPBC UNIT (WWF 等 3 団体により構成) ファクトシート「The Regulation of Wildlife Trade under the EPBC Act」を基に作成

## Ⅱ 希少野生生物の国内流通の制度と現状

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）における流通管理の制度とその現状について以下に示した。

### 1. 譲渡し等の禁止（法第 12 条 1 項）

希少野生動植物種の個体、器官及び加工品（「個体等」）は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り等（以下「譲渡し等」という）をおこなってはならないとされている。ただし、条件等によっては譲渡し等禁止の例外となる場合があり、その主なものは以下の通りである。

- (1) 環境大臣の許可を受けた場合（法第 12 条第 1 項第 1 号）
- (2) 特定国内希少野生動植物種の個体等（法第 12 条第 1 項第 2 号）
- (3) 国内加工の原材料となる象牙やべっ甲などの特定器官等（法第 12 条第 1 項第 3 号）
- (4) 国際希少野生動植物種の個体等において商業的目的で繁殖させた個体等の正当な占有者など政令で定める要件を充たして登録を受けたもの、または事前登録証を受けた原材料器官等（法第 12 条第 1 項第 5 号）

その他に、譲渡し等の当事者の一方又は双方が国の機関又は地方公共団体である場合や種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合等がある。

### 2. 譲渡し等の許可（法第 13 条）

学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとする者は、環境大臣の許可を受けることにより、その許可に係る譲渡し等を行うことができる（法第 13 条）。法第 12 条による規制の例外である。

許可申請の内容として、1) 民間からの「許可申請」、及び行政間での移動による「協議」、2) 博物館や大学などの研究機関からの「通知・届出」、3) 緊急譲受け、の 3 つに分けられる。表 2-1 は、各区分の 2006 年度以降の件数を示した。区分別に見ると、許可申請・協議による許可が毎年多い。研究機関からの通知・届出は、2007 年度以降増加傾向にある。

表 2-1 希少野生動植物種の譲渡し等許可による状況（件数）

	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
申請・協議	143	142	192	187	164
通知・届出	72	66	82	146	132
緊急譲受け	10	14	8	6	2
合計	225	222	282	339	298

出典：環境省資料

### 3. 特定国内種事業の規制

#### (1) 特定国内希少野生動植物種の譲渡し等

法第12条第1項第2号において、特定国内希少野生動植物種（以下「特定国内種」という）の個体等の譲渡しについては規制の例外とされており、個々の譲渡し等の行為は規制されていない。これは、自然界においては個体数が減少している等の絶滅のおそれがあっても、商業的な繁殖が可能であり、現に人の管理下にある個体等については商業的目的を含む取引を認めても保存を図ることが可能との趣旨に基づく例外である。

特定国内種として現在指定されているのは、表2-2の7種である（施行令別表第3）。

ただし、特定国内種の譲渡し等を業として行う事業者には届出義務と一定の遵守事項を課し（法第30条、法第31条）、違法に捕獲などした個体及びその器官・加工品が市場に流入することを防止している。

#### (2) 特定国内種事業の届出等（法第30条等）

特定国内種の販売、頒布等の業（特定国内種事業）を行う者に対し、事業の届出を義務付けるとともに、取引内容について記帳をさせている（法第30条、法第31条）。

特定国内種事業を行う者は、遵守事項に係る環境大臣等の指示に違反した場合、3ヵ月以内の事業の全部又は一部の停止を命じられるが（法第32条）、現在までこの処分を命じられた事業者はない。

事業の届出に関する業務は、農林水産省及び環境省の地方環境事務所等野生生物課（全国10箇所）で行っている。表2-2に2010年現在における特定国内種事業者数を指定種毎に示した。重複した事業者を差し引くと事業者数は合計430である。

表2-2 特定国内種事業の届出状況（2010年）

種名	事業者数
アマミデンダ（おしだ科）	13
ホテイツモリ（らん科）	214
レブンアツモリソウ（らん科）	182
アツモリソウ（らん科）	297
オキナワセッコク（らん科）	22
ハナシノブ（はなしのぶ科）	80
キタダケソウ（きんぼうげ科）	91

出典：環境省資料

#### 4. 特定国際種事業の規制

##### (1) 特定器官等の譲渡し等

国際希少野生動植物種（以下「国際希少種」という）の器官及びその加工品のうち、我が国において製品の原材料として使用されているものを施行令別表第 5（表 2-3）において、「原材料器官等」として指定している。原材料器官等及びこれらの加工品のうち、政令（施行令第 2 条の 5）で定める要件に該当するものを「特定器官等」に指定し、その譲渡し等は、法第 12 条の例外として、後述の「登録」を要件とせずに認められている（法第 12 条第 1 項第 3 号、施行令第 2 条の 4、第 2 条の 5）\*。具体的には、象牙とゾウの皮、べっ甲とウミガメの皮、オオトカゲの皮のうち、全形を保持しないものがこうした特定器官に該当する。これは、細分化された素材等についてまで登録対象とすることは実務上困難であるからである。なお、全形を保持した象牙等は「特定器官等」にあたらない「原材料器官等」として、譲渡し等には登録を要する。

\*：施行令第 2 条の 4、法第 12 条第 1 項第 3 号の原材料器官等は、別表第 5 の上欄に掲げる国際希少種の科の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める器官及びその加工品とする。

表 2-3 施行令別表第 5

科名	原材料器官等
ぞう科	皮及びその加工品、牙及びその加工品
おおとかげ科	皮及びその加工品
うみがめ科	皮及びその加工品、甲及びその加工品

##### (2) 特定国際種事業の届出等（法第 33 条等）

政令で定める特定器官（ぞう科とうみがめ科）等であってその形態等に関し政令で定める要件に該当するものの譲渡し等を伴う事業（「特定国際種事業」）を行おうとする者は、あらかじめ、環境大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない（法第 33 条の 2）。具体的には、象牙とべっ甲の全形を保持しない未加工品（切断された未加工象牙、うみがめの甲羅を分割したもの）、及び象牙の印章等の取引を伴う事業がこうした届出の対象となる（施行令第 5 条の 2）。

上記の特定国際種事業をおこなう者には、譲渡人等の特定器官等に関する聴取義務等の遵守事項が定められている（法第 33 条の 3）。すなわち、特定国際種事業者が、特定器官等の譲受けなどをするとき、その特定器官等の譲渡人等の氏名、住所などを確認するとともに、その特定器官等に「管理票」が付されていない場合には、その譲渡人等から特定器官等の入手先を聴取しなければならない。また、特定国際種事業者は、環境大臣及び経済産業大臣の命令で定めるところにより、上記確認・聴取した事項その他特定器官等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、これを保存しなければならない。特定国際種事業を行う者は、遵守事項に係る環境大臣等の指示に違反した場合、3 ヶ月以内の事業の全部又は一部の停止を命じられるが（法第 33 条の 4）、現在までこの処分

を命じられた事業者はない。

表 2-4 に特定国際種事業の届出を行った事業者数を年別に示した。2004 年度に施行令の一部が改正され、届出対象がそれまでの印章等を扱う事業者から、象牙製品を取り扱う全ての事業者へ改正された。それに伴い、2004 年度の事業者数は前年度に比べて増加している。

表 2-4 特定国際種事業届出事業者数

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
象牙事業者						
製造事業者数	236	238	249	303	305	307
卸売事業者数	350	354	349	568	622	656
小売事業者数	9,788	9,791	9,402	10,569	10,617	11,777
べつ甲事業者	240	240	244	248	236	238
	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度(9月1日現在)	
象牙事業者						
製造事業者数	307	317	310	307	308	
卸売事業者数	660	675	591	645	670	
小売事業者数	11,672	11,864	11,320	11,664	11,745	
べつ甲事業者	234	236	230	282	287	

出典：経済産業省資料

### (3) 適正に入手された原材料からの製品に係る認定（法第 33 条の 7）

原材料器官等を原材料として製造された、政令で定める製品（登録等を受けることができるものを除く）については、製造者の申請に基づく、登録要件に該当する生牙などの原材料器官等を原材料として製造されたものである旨の、環境大臣及び経済産業大臣の「認定」を受ける制度がある（法第 33 条の 7）。この認定制度は、標章の添付は任意であるが、標章の添付により消費者が適正品を選択することが可能となり、違法品の排除が期待されたものである。認定の対象は、象牙の装身具、調度品、楽器、印章その他の環境省令、経済産業省令で定める製品とされており（施行令第 5 条の 5）、認定された製品には、標章が交付される。認定ができるのは以下の場合である（法第 33 条の 7）。なお、認定に係る手数料は、製品 1 個につき 60 円となっている（施行令第 5 条の 6）。

- 申請者が、その製品の原材料である特定器官等を、その特定器官等に関する「管理票」とともに譲り受けたなどの場合
- 申請者が、その製品の原材料である原材料器官等を、その原材料器官等に係る「登

録票」等とともに譲り受けたなどの場合

- 前記に掲げるもののほか、その製品の原材料である原材料器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として環境大臣及び特定国際種関係大臣の命令で定める場合

上記の「管理票」とは、特定国際種事業者（この場合は製造業者）が、一定の場合に認定対象となる製品の原材料たる特定器官等の入手の経緯等を記載して作成することができる（法第 33 条の 6）。



標章（認定シール）

図 2-1-1 に年別の認定数を、また、図 2-1-2 に製品の種類別認定数を示した。認定制度が始まった 1995 年からの 2 年間は、それまでの在庫を一斉に申請したため、認定数が 40 万件を超えている。その後、10 万件程度で推移していたが、最近では 10 万件を下回っている。種類別の認定数では、印章が圧倒的に多く、全体の 9 割以上を占めている。なお、図中の凡例にある種類名に併記しているアルファベットは、標章（認定シール）の認定番号右端にあるアルファベットに対応したものである。

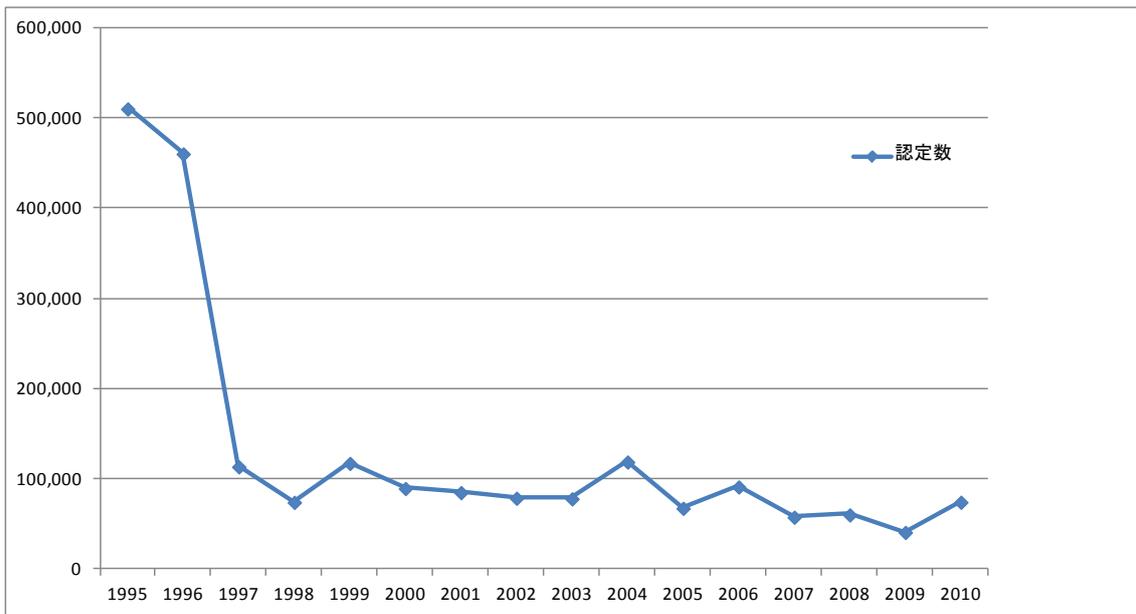


図 2-1-1 象牙製品の年別認定数

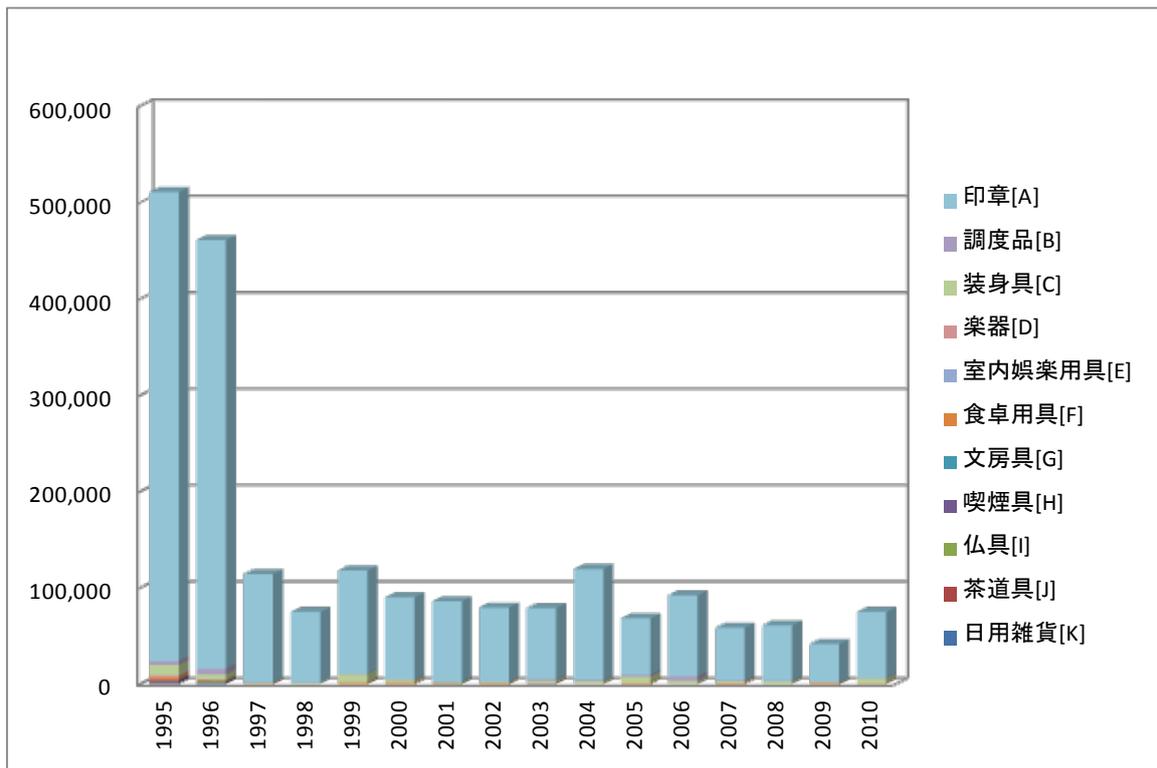


図 2-1-2 象牙製品の製品別認定数

## 5. 国際希少野生動植物種の個体等の登録

### (1) 個体等の登録（法第 20 条）

国際希少種のうち、ワシントン条約附属書 I 掲載種の個体等において、商業的目的で繁殖させた個体等の正当な占有者は、政令で定める要件（施行令第 4 条）を充たした個体等の登録を受けることができ（27 ページの登録票参照）、登録された個体等は譲渡し等の禁止の例外とされる（法第 20 条）。これは、国際希少種のうちワシントン条約附属書 I 掲載種に係る種について、条約上も商業目的で繁殖させた個体等は、一定の条件の下で商業目的の流通が認められていることから、国内流通においても商業目的の流通を認めるものである。

「登録」のために必要な「政令で定める要件」とは以下のものである（施行令第 4 条）。

#### 1 (国内繁殖)

本邦内において繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等

#### 2 (条約適用前取得)

施行令別表第 2 の表 2 に掲げる種で、ワシントン条約の適用される日以前に、我が国の国内で取得され又は我が国に輸入された個体、器官等

#### 3 (適法輸入)

関税法第 67 条の許可を受けて輸入された個体、器官等であって、次のいずれかに該当するもの

- イ 商業的目的で繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等
- ロ ワシントン条約の適用以前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体、器官等であることをその輸出国の政府機関が証明したもの
- ハ 施行令別表第 6 に定める種ごとの個体群に応じた個体等

#### <登録票の区分（施行規則第 11 条第 3 項）>

- ① 「個体又はその加工品」  
生きた動植物の個体等（卵及び種子含む）や剥製（一枚皮等含む）、標本（液浸標本等含む）、死体等の外見上全形を保持したものを指す。
- ② 「個体の器官又はその加工品」  
個体の一部及び派生物並びにその加工品を指す。

登録申請の際には、申請書（28 ページの登録申請書参照）と登録をしようとする個体等の写真を添付するほかに、当該個体等が適法に入手されたものであることを証明する書類を添付することとされている（施行規則第 11 条第 1 項及び第 2 項）。ただし、「当該書類を添付し難い場合」にあつては、これに代えて、「当該個体等が当該区分に該当することを証する書類」を添付することができるものとされている。なお、登録に

係る手数料は、個体等につき 2,600 円、原材料器官等のうちぞう科の牙については 1,100 円となっている（施行令第 5 条の 1）。

図 2-2 には、登録制度が施行された 1993 年 4 月から 2010 年 12 月までの個体等の登録数を示した。

個体等における登録数の年別推移（図 2-2-1）では、区分別に登録数が示されており、生体の登録数が圧倒的に多い。これは、登録数が多いアジアアロワナの数値が影響したものである。なお、1995 年から急激に増加した原因は、マイクロチップの導入により、適法に輸入される養殖のアジアアロワナが増加したことに起因すると考えられる。

生体における綱別の登録数（図 2-2-2）では、2005 年に爬虫綱が、2008 年には哺乳綱の登録数が増加しているが、それぞれの年でクモノスガメとスローロリス属がワシントン条約附属書 I に掲載され、国際希少種として規制の対象となったことによる。なお、図中では魚上綱は登録数が多いので縮小して示している。

生体における登録数が多い種の年別推移（図 2-2-3）においても、クモノスガメとスローロリス属の登録数が多いのは、規制対象種に指定された年に一斉に登録されたことを反映している。なお、図中ではアジアアロワナとクモノスガメの登録数は縮小して示している。

個体のうち生体以外の剥製・標本・死体における綱別の登録数を示したグラフ（図 2-2-4）では、1995 年～1998 年と 2007 年の登録数が増えている。1995 年～1998 年の数値は、ワシントン条約附属書 I 掲載種ではないが登録対象個体群（施行令別表第 6）であるオオカミの一枚皮をカナダから輸入したものが多く含まれている。また 2007 年の数値は、特定の業者が数種類の皮革を規制適用日前に取得（輸入）し、在庫を処分する目的で登録に至った経緯がある。図 2-2-5 に、はく製等における登録数上位 10 種の推移が示されているが、前述の登録内訳が把握される。

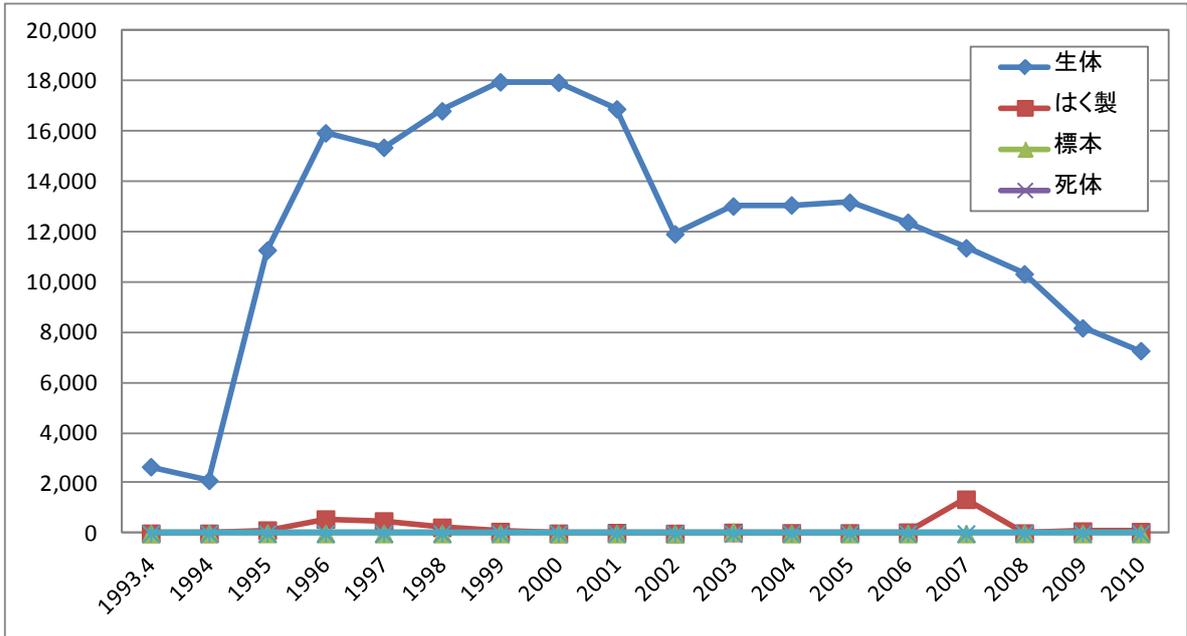


図 2-2-1 個体等における登録数の年別推移

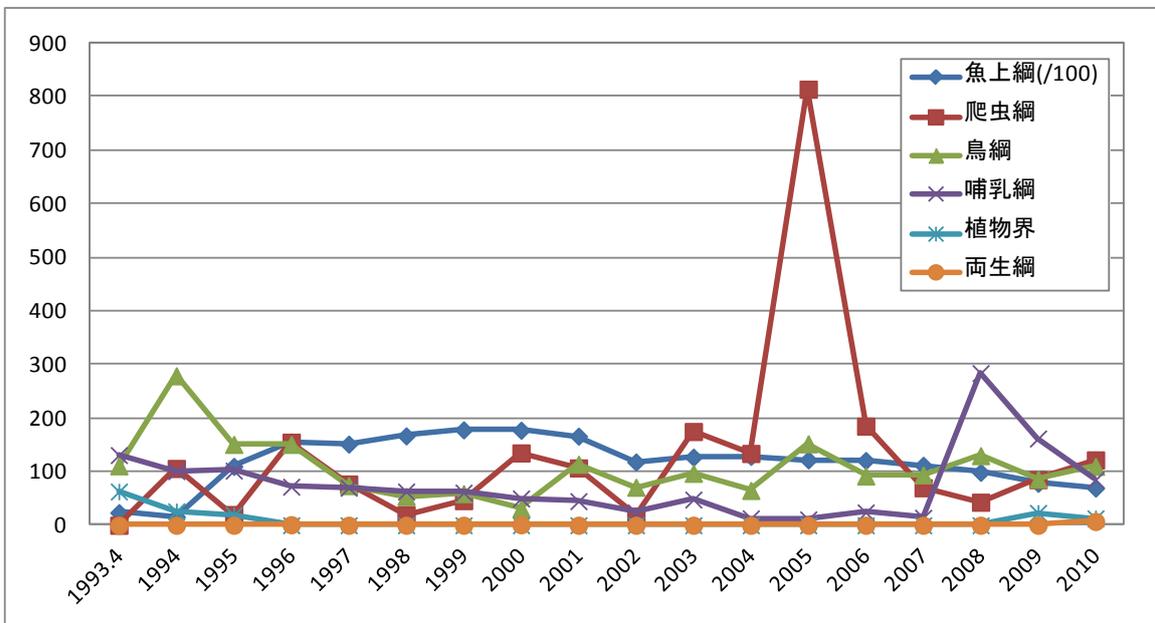


図 2-2-2 生体における綱別登録数の年別推移

(注：魚上綱は縮小表示)

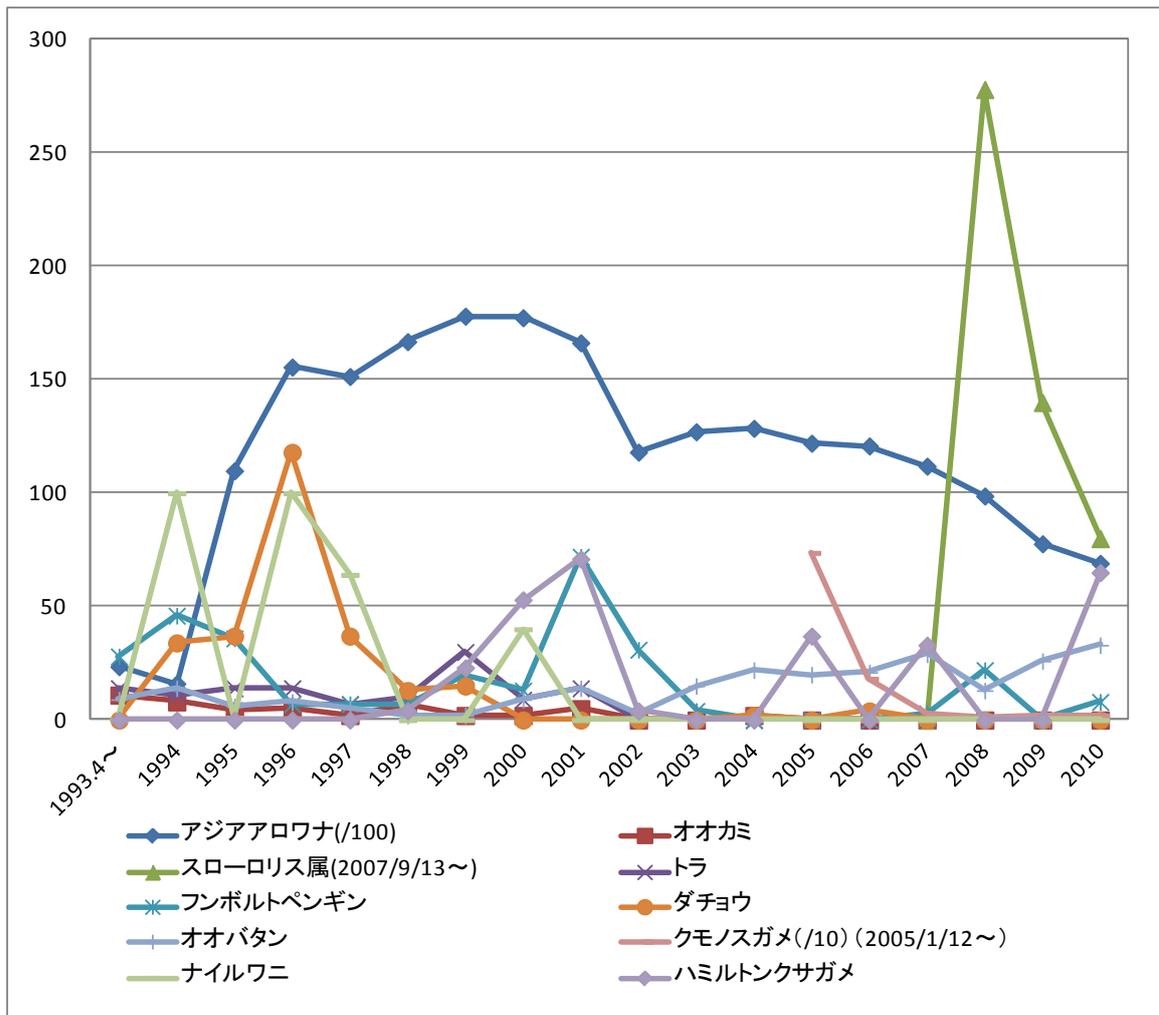


図 2-2-3 登録数が多い種（生体）の年別推移

(注：アジアアロワナ、クモノスガメは縮小表示)

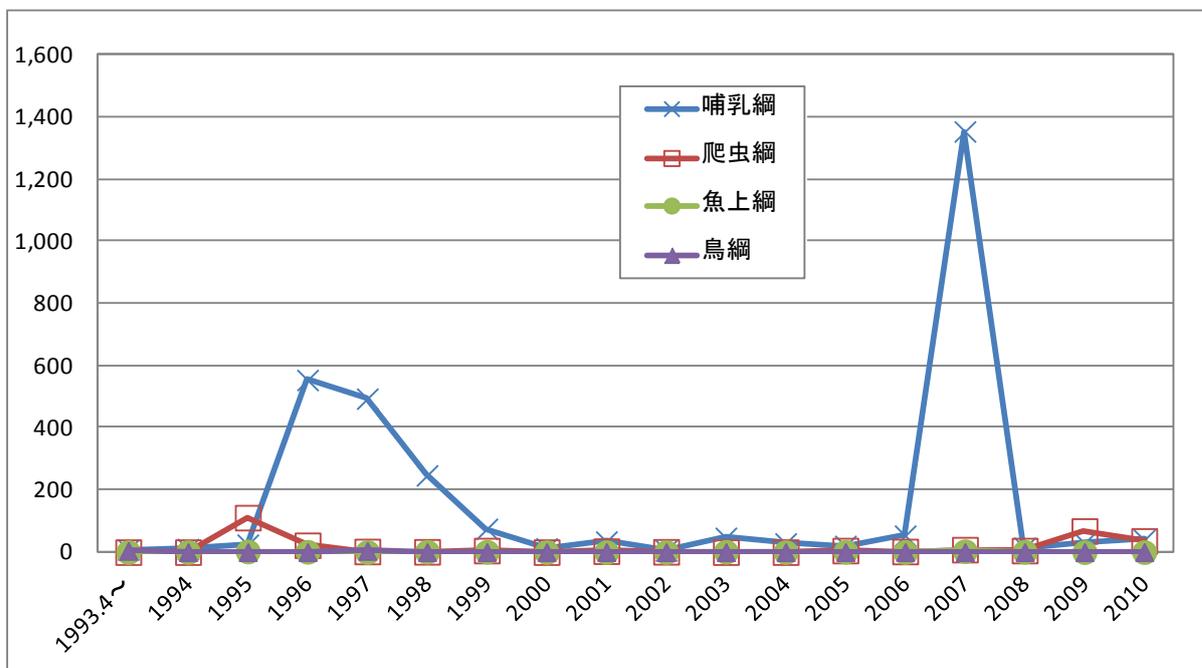


図 2-2-4 はく製等における綱別登録数の年別推移（生体以外の個体等）

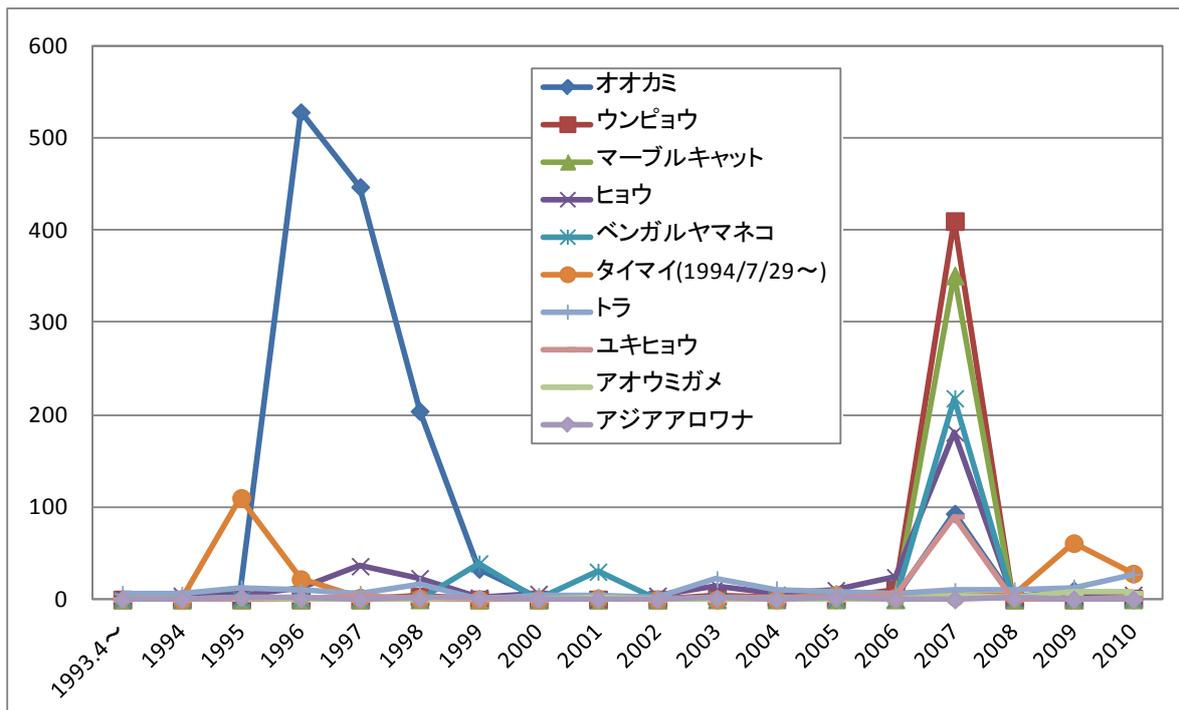


図 2-2-5 はく製等における登録数上位 10 種の年別推移（生体以外の個体等）

器官における登録数について、図 2-2-6 の上段にその年別推移を、下段に上位 4 種の登録推移を示した。器官の登録制度が始まった 1995 年以降の数年間、規制適用日前の在庫を登録したことから登録数が合計 8,000 を超えている。また、1999 年と 2009 年の登録数が多いのは、南部アフリカから象牙（1999 年に 5,546 本、2009 年に 3,365 本）が輸入されたことを反映している。

図 2-2-7 には、登録のために必要な要件別の登録数を示した。上段のグラフから、全体的な登録割合は、関税法の許可による輸入個体が圧倒的に多い。これは中段にある個体のグラフにも言えることだが、アジアアロワナの輸入個体による登録が反映したものである。下段の器官等に関する要件別登録状況は、毛皮コート等の輸入による製品等が 54%、象牙等の規制適用日前に取得したものが 46%となっている。

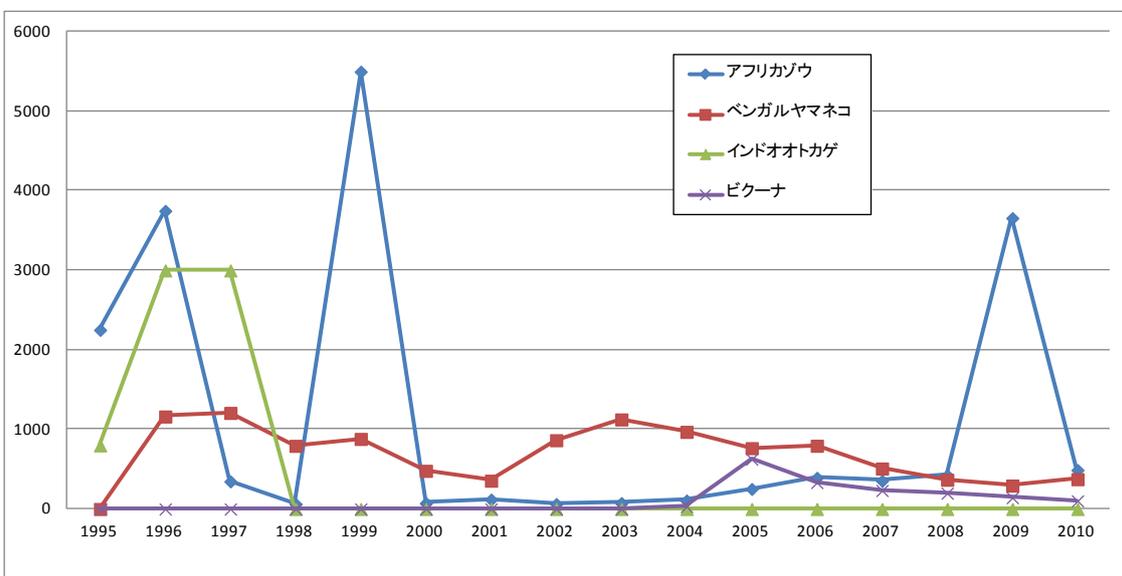
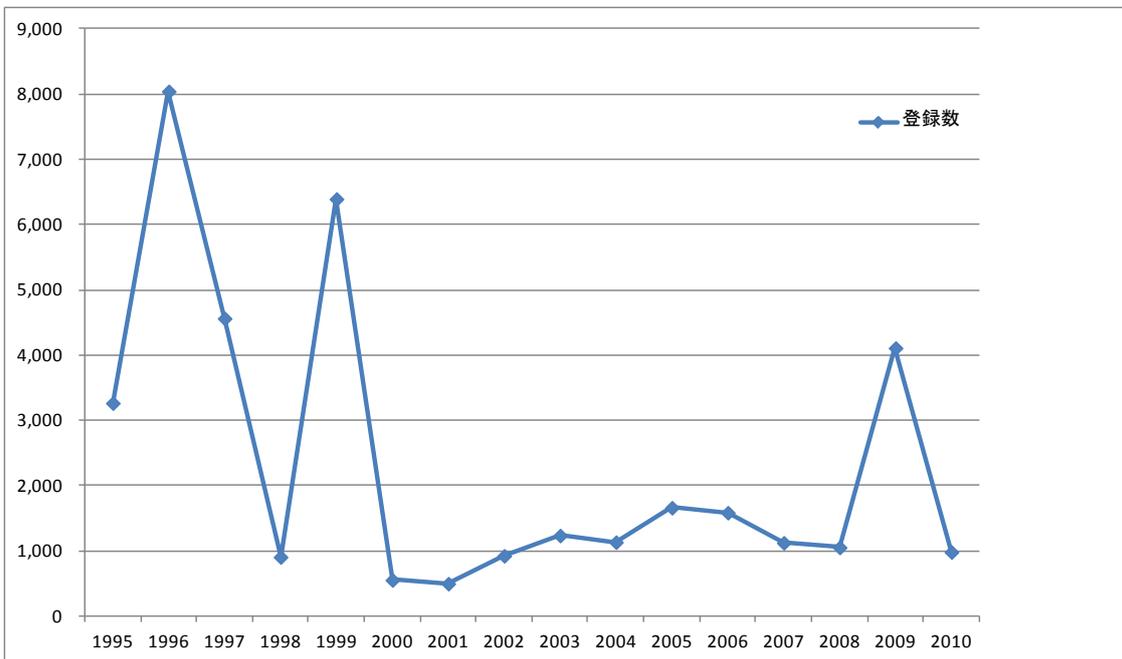


図 2-2-6 器官における登録数の年別推移  
 (上段：年別推移、下段：上位 4 種の推移)

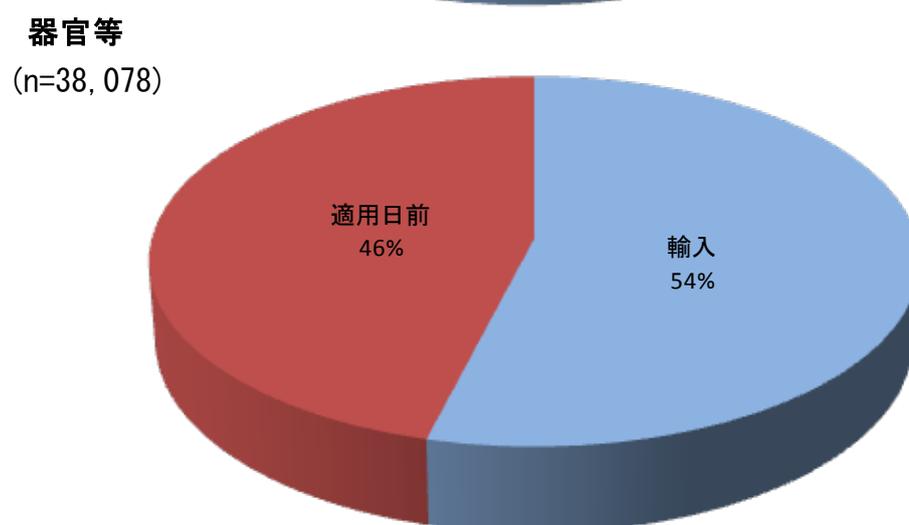
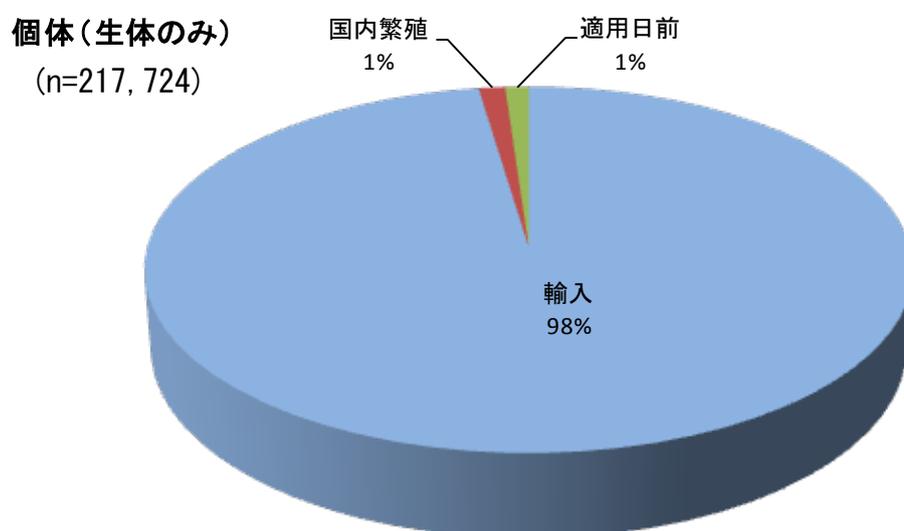
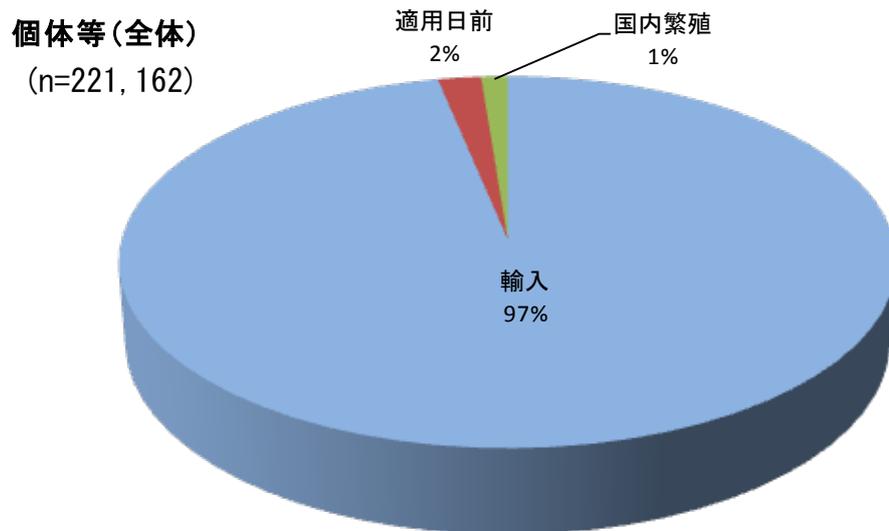


図 2-2-7 登録要件別の登録数

＜登録票＞

**国際希少野生動植物種登録票**  
(個体及びその加工品)  
登録記号番号 第 000-000000 号

登録を受けた国際希少野生動植物種の個体	種名	アシアボウ	み ほ ん
	区分	生体・卵 はく製・標本 その他 ( )	
	登録時 (平成12年 3月日) における 主な特徴	体長 15.0cm 体重 XXXXXXX 雌雄の別 不明 年齢 XXXXXXX	
備考	マレーシア産 平成00年00月00日輸入		

00000-0000

平成12年3月4日交付

財団法人自然環境研究センター 理事長 

注 意

- 1 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体は、販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その個体に係る登録票を備え付けておかなければならない。
- 2 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体の譲渡し等は、その個体に係る登録票とともにしなければならない。
- 3 登録票は、その登録票に係る国際希少野生動植物種の個体とともにする場合を除いては、譲渡し等してはならない。
- 4 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体の譲受け又は引取りをした者は、30日以内に登録を行った登録機関がある場合は当該登録機関、登録を行った登録機関がない場合であって他の登録機関があるときは当該登録機関にその旨を届け出なければならない。
- 5 登録票は、次の(1)又は(2)に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、30日以内に登録票を交付した登録機関がある場合は当該登録機関、登録票を交付した登録機関がない場合であって他の登録機関があるときは当該登録機関に返納しなければならない。  
(1)登録票に係る国際希少野生動植物種の個体を占有しないこととなった場合（登録票とともにその登録票に係る国際希少野生動植物種の個体の譲渡し又は引渡しをした場合を除く。）  
(2)登録票の再交付を受けた後亡失した登録票を回復した場合
- 6 以上の事項に違反した場合には、法により罰金の刑に処せられることとなる。

(裏面に記載した注意事項)

## ＜ 登 録 申 請 書 ＞

国際希少野生動植物種（個体及びその加工品）登録申請書

自然環境研究センター理事長 殿

年 月 日

申請者（※1）

住所<sup>〒</sup>

電話

氏名（記名押印）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第2項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体及びその加工品の登録について、次のとおり申請します。

登録を受け る国際希少 野生動植物 種の個体及 びその加工 品	種 名	
	区 分	生体・卵・はく製・標本・その他（                      ）
	主 な 特 徴 (複数申請の場合は別紙に記入)	体長(※2) 全長(※2) 体重 性別 その他の特徴(※3)
	所 在 地	
登録の対象となる要件 (該当する要件の数字を丸で囲むこと。)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本邦内において繁殖させた個体又はその加工品であること（政令(※4)第4条第1号関係）</li> <li>2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）が登録を受ける個体又はその加工品に適用される前に本邦内において取得され、又は本邦に輸入された個体又はその加工品であること（政令第4条第2号関係）</li> <li>3 関税法（昭和29年法律第61号）第67条の許可を受けて輸入された個体又はその加工品であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 商業的目的で繁殖させた個体又はその加工品であること（政令第4条第3号イ関係）</li> <li>(2) ワシントン条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体又はその加工品であること（政令第4条第3号ロ関係）</li> <li>(3) ワシントン条約附属書Iに掲げられる種と同じ種であるが、特定の地域個体群として附属書Iから除かれている個体又はその加工品(政令第4条第3号ハ関係)</li> </ol> </li> </ol>
動植物の管 理者（所有 者と異なる 場合）	住 所	電 話
	氏 名	

※1 申請者が法人である場合には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）を記載すること。

- 2 「体長」とはその動物のからだの長さをいい、「全長」とはその物の全体の長さをいう。したがって、動物の尾、鳥の尾羽、魚の尾びれ等は体長には含まれない。なお、体長の記入が困難なものについては、全長のみを記入すればよい。
- 3 年齢、繁殖年月日、色、模様等、同種の他の個体及びその加工品との識別を容易にする特徴を記載すること。
- 4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令

## (2) 登録個体等及び登録票等の管理等（法第 21 条、法第 22 条）

登録票の交付を受けた者は、その登録票に係る個体等を販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その登録票を備え付けておかなければならず、また、その登録票に係る個体等の譲渡し等をする場合は、その登録票とともにしなければならない（法第 21 条）。

登録票に係る個体等の譲受け又は引取りをした者は、その所在を明らかにするために、その日から起算して 30 日以内に環境大臣（登録機関）にその旨の届出をしなければならない（法第 21 条）。

登録票等に係る個体等を占有しなくなった場合（当該個体が死亡した場合等）や登録票の再交付を受けた後に紛失していた元の登録票を発見した場合は、その日から起算して、登録票を 30 日以内に環境大臣（登録機関）に返納しなければならない（法第 22 条）。なお、登録票の再交付に係る手数料は、一件につき 1,100 円となっている（施行令第 5 条の 1）。

年別の譲受け等届出数の推移を図 2-3 に示した。個体に関しては、前述の通り、規制が始まった当初は、個体の登録数自体が少なかったこともあり低い数値であったが、1995 年頃から生体、特にアジアアロワナの登録数が増えたことから、届出数も増加している。また、当初、届出の義務の周知が不十分だったことも、届出数が少なかった要因と考えられる。2000 年以降は登録数の減少に伴い、届出数も減少傾向を示している。器官の届出状況では、規制が始まった 1995 年から数年間は登録数も多く、活発に譲渡し等が行われたと考えられる。また、2009 年に輸入された象牙の登録に伴い、届出数も一時的な増加を示している。

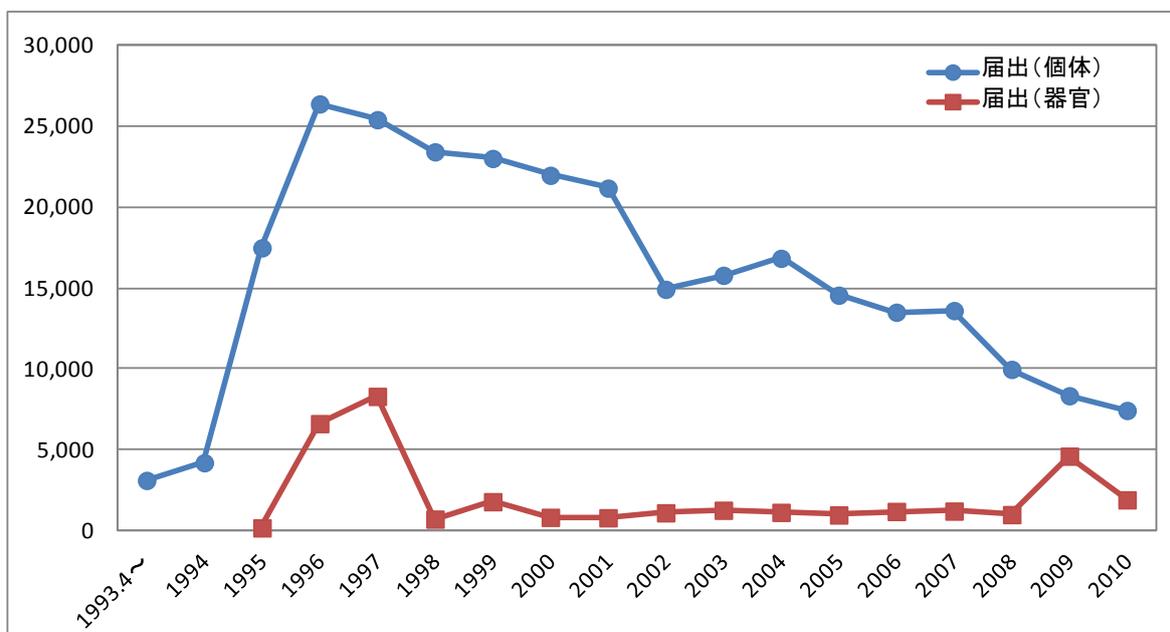


図 2-3 届出数の年別推移

返納数の年別推移を図 2-4 に示した。個体の返納状況は全体的に増加傾向を示しており、アジアアロワナ等の登録された個体（生体）の死亡、またはベンガルヤマネコ等の原料となる一枚皮を製品にしたことなどの理由が考えられる。器官の返納状況では、象牙の返納数が圧倒的に多く、そのため象牙の返納状況に大きく影響される。1999 年と 2000 年の返納数は、南部アフリカから一時的に輸入された象牙の返納に起因すると考えられる。

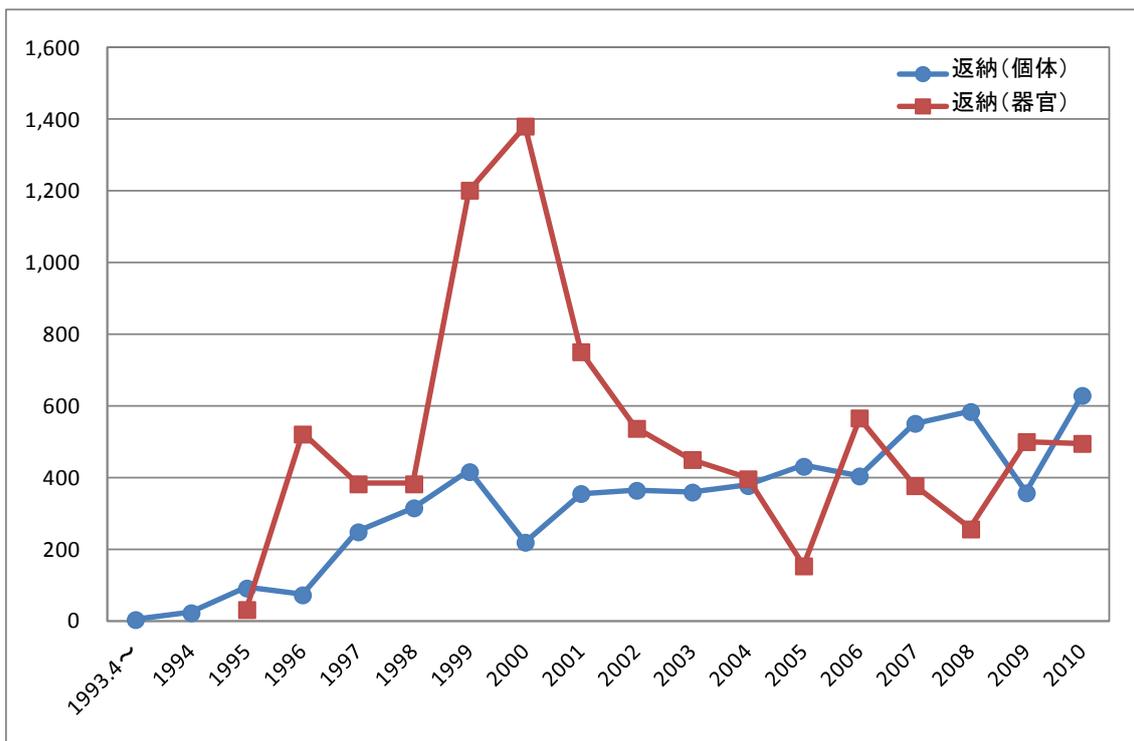


図 2-4 返納数の年別推移

### (3) 原材料器官等に係る事前登録（法第 20 条の 2）

我が国において製品の原材料として使用されている国際希少種の器官及びその加工品（原材料器官等）について大量、頻繁（一年間につき政令で定める数以上）に取引を行う者については、手続きの効率性の観点から、事前登録制による取引を認めることとしている。しかし、現在のところ、これに該当する原材料器官等がないことから、政令は定められておらず、実績もない。

## 6. 罰則と違反事例

種の保存法における罰則については、同法第6章の第58条から第66条までに規定されている。ここでは、個体等の国内流通に関連する罰則について取り上げた。

### (1) 種の保存法における罰則（流通関連のみ）

#### ①以下の行為をしたものは、懲役1年以下又は100万円以下の罰金（法第58条）

- ・ 譲渡し等が禁止されている希少野生動植物種の個体等を譲渡し若しくは譲受け等した者（法第12条第1項）
- ・ 特定国内種以外の国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という）の個体等を輸出入した者（法第15条第1項）
- ・ 譲渡し等許可者に対する措置命令（法第14条）、外為法の規定に基づく規程に従わず輸入した者、またそれを受け取った者であって、その個体等の返送等命令に違反した者（法第16条）

#### ②以下の行為をしたものは、懲役6ヵ月以下又は50万円以下の罰金（法第59条）

- ・ 希少野生動植物種の譲渡し等をするためのその種の捕獲等の許可につけられた条件に従わなかった者（法第13条第4項）
- ・ 希少野生動植物種の陳列をしているものに対する改善命令に違反した者（法第18条）
- ・ 事前登録に虚偽の内容を記述したり、登録票の管理や返納の規定に違反したものに對する事前登録済証の使用を禁止する命令に違反した者（法第20条の3第4項）
- ・ 上記の事前登録証に係る命令に従わないときに発せられる事前登録済証などの返納命令に違反した者（法第20条の3第5項）
- ・ 事前登録済証の記載禁止命令に違反したことによる事前登録済証の返納命令に違反した者（法第20条の3第6項）
- ・ 特定国内種及び国際希少種の特定器官を用いた業務の停止命令に違反した者（法第32条第2項、法第33条の4第2項）
- ・ 管理票の不正作成における管理票の作成禁止命令に違反した者（法第33条の6第4項）
- ・ 不正手段により、登録又は事前登録を受けた者
- ・ 事前登録証の不正記載をした者

#### ③以下の行為をしたものは、50万円以下の罰金（法第62条）

- ・ 希少野生動植物種の個体等を販売等の目的で陳列をした者（法第17条）
- ・ 特定国内種、国際希少種の特定器官等の取引をしようとするものが、事業の届出をしないか虚偽の届出をした者（法第30条第1項、第2項、法第33条の2）

#### ④以下の行為をしたものは、30万円以下の罰金(法第63条)

- ・ 国内希少種の生きている個体の捕獲等の許可を受けたものが、その捕獲等の際に許可書等を携帯していなかった者(法第10条第8項)
- ・ 希少野生動植物種の個体等を販売等の目的で陳列している者、輸入した者やその種を受け取った者が、環境大臣等の求めによる報告や立入検査等の妨害をした者(法第19条第1項)
- ・ 国際希少種の登録票を、不正な手段により再交付を受けた者(法第20条第4項)
- ・ 事前登録済証に登録から1年を経過したものについて記載をした者、又は1年を経過しているのに事前登録済証を返納しない者(法第20条の3第1項ただし書、又は第3項)
- ・ 事前登録を受けた者で、原材料器官等に関し環境大臣に必要な事項の報告をしない者や虚偽の報告をした者、あるいはその命令に従わない者(法第20条の3第2項又は第7項)
- ・ 登録等を受けた国際希少種の個体等を譲渡し等する際に登録票等と共に行うこと、また販売目的で陳列するときに、登録票等を備え付けること、譲受け等した際、30日以内に届出をする規定に違反した者(法第21条)
- ・ 登録等を受けた国際希少種の個体等を所有しなくなった場合や登録票の再交付を受けた後に登録票を見つけた場合に元の登録票を返納する規定に違反した者(法第22条第1項)
- ・ 特定国内・国際種事業を行うものが、その届出事項に変更があった場合、又は事業を廃止した時に30日以内にそれを報告する規定に違反した者(法第30条第3項)
- ・ 特定国内・国際種事業をするものが、その事業に関する報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または環境大臣や農林水産大臣及びその職員が行う立入検査等の妨害をした者(法第33条第1項)
- ・ 不正な手段により、原材料等を用いた政令で定める製品に対する認定を受けたもの(法第33条の7第1項)
- ・ 上記の認定(標章)を、その認定を受けたもの以外の製品に付けてはならない規定に違反した者(法第33条の7第4項)

その他に登録機関又は認定機関に対する罰則(法第64～66条)がある。

#### ⑤罰則に関する他の法令との比較

種の保存法の流通の規制に関連する罰則は、環境関連法令の罰則の中で重いとはいえ、特に、新たに制定された外来生物法と比べると軽い程度の刑罰にとどまっている。例えば、外来生物法は、最も重い罰則として「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」を設け、許可なく特定外来生物の販売等を行った場合などにこれを科している。他方で、種の保存法で最も重い罰則は「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」であって、流

通関連の規制違反についても、許可なく希少野生動植物種の譲渡し等を行った場合などにこれが科されるにとどまる。(表 2-5)

また、外来生物法も種の保存法も、法人の代表者等が業務に関して違反行為をした場合に法人等を併せて罰する規定(両罰規定)を設けている。この点、外来生物法では「3年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金」に対応して「1 億円以下の罰金」が、「1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」に対応して「5000 万円以下の罰金」が法人等に科されることとされ、法人等に対する罰金の金額が加重されている(法人重課)。他方で、種の保存法では、最も重くても「1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」に対応して同じ金額の罰金が法人等に科されるにとどまる。(表 2-5)

なお、外為法による経済産業大臣の承認を受けないでワシントン条約附属書 I 掲載種等を輸出入した場合には、「5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金」が科せられる。また、輸出入したものの価格の 5 倍が 500 万円を超える場合には、罰金の金額をその価格の 5 倍まで引き上げることができる。両罰規定も設けられている。

また、現在進められている動物愛護管理法の見直しにあたっては罰則強化が課題となっており、主に虐待や動物取扱業に関し、外来生物法なみに罰則を引き上げる、法人重課を導入するなどの対応が検討されているところである。

表 2-5 罰則に関する他法令との比較（概要）

刑罰等の内容等	種の保存法(注1) (1992年)	鳥獣保護法 (1963年)	動物愛護管理法 (1973年)	外来生物法 (2004年)
3年以下の懲役 又は300万円以下 の罰金	規定なし	規定なし	規定なし	・販売等目的の特定 外来生物の飼養等・ 譲渡し等(4,8) など
法人等(注3)	—	—	—	1億円以下の罰金
1年以下の懲役 又は100万円以下 の罰金	・希少野生動植物種 の譲渡し等、輸出入 (12,15) など	・狩猟鳥獣以外の鳥 獣の捕獲等(8) など	・愛護動物のみだり な殺傷(44) など	・特定外来生物の飼 養等・譲渡し等(4,8) など
法人等(注3)	100万円以下の罰金 (本条と同じ)	100万円以下の罰金 (本条と同じ)	100万円以下の罰金 (本条と同じ)	5千万円以下の罰金
6月以下の懲役 又は50万円以下 の罰金	・国際希少種の個体 等の虚偽登録等 (20) など	・鳥獣保護区特別保 護地区での無許可 の行為(29) など	・特定動物の無許可 飼養等(26) など	規定なし
法人等(注3)	50万円以下の罰金 (本条と同じ)	50万円以下の罰金 (本条と同じ)	50万円以下の罰金 (本条と同じ)	—
50万円以下の罰 金	・特定国内・国際種 事業の無届等(30,33 の2) など	・占有者の承諾なし の鳥獣の捕獲等 (17) など	・愛護動物の遺棄 (44) など	・種類名証明書なし の輸入(25) など
法人等(注3)	50万円以下の罰金 (本条と同じ)	50万円以下の罰金 (本条と同じ)	50万円以下の罰金 (本条と同じ)	50万円以下の罰金 (本条と同じ)
30万円以下の罰 金	・特定国内・国際種 事業の虚偽報告 (30,33の2) など	・捕獲許可証の不携 帯・不提示(9) など	・動物取扱業の無登 録営業(10) など	・立入検査協力義務 違反(10) など
法人等(注3)	30万円以下の罰金 (本条と同じ)	30万円以下の罰金 (本条と同じ)	30万円以下の罰金 (本条と同じ)	30万円以下の罰金 (本条と同じ)
20万円以下の過 料	・登録・認定機関の財務 諸表等不置等(24等)	規定なし	・動物取扱業の廃業 の無届等(16)	規定なし
10万円以下の過 料	規定なし	規定なし	・動物取扱業の標識 不掲示(18)	規定なし
罰則改正の時期	2003年改正(注4)	1978年、1990年、 2002年改正	1999年、2005年改 正	改正なし

注1：表中の本則中の条文の例示は希少野生生物の流通に関するものとした。

注2：表中の〈数字〉は当該罰則が対象とする本則中の条文である。

注3：「法人等」としたのは、法人等の代表者や従業者が業務に関して違反行為をした場合に、本人のほか法人等も併せて処罰する規定（両罰規定）の有無等を示すもの。

注4：20万円以下の罰金を30万円以下の罰金に引き上げるなどしたもの。

## (2) 種の保存法違反事件の傾向

警察庁の資料を基に、過去9年間の送致件数等を表2-6に示した(種の保存法以外の違反件数等は参考資料3.(2)を参照)。送致件数及び送致人員は共に2001年から増加傾向にあったが、2006年をピークに減少傾向に転じている。一方、身柄送致人数は2002年以降毎年5人程度で推移している。

表2-6 種の保存法違反件数

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
送致件数	5	11	27	20	29
送致人員	6	11	12	15	18
身柄送致人数	2	7	4	6	6
	2006年	2007年	2008年	2009年	合計
送致件数	70	41	27	18	248
送致人員	35	12	19	12	140
身柄送致人数	7	4	5	4	45

出典：警察庁 HP の「捜査活動に関する統計等」の「平成〇年の犯罪」統計から集計した。  
(<http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm#sousa>)

過去の違反事件の内容として以下の項目が挙げられる。

- ① 無登録の個体等の譲渡し等（譲渡し等の禁止：法第12条第1項）
- ② 陳列（陳列の禁止：法第17条）
- ③ 登録票の偽造（不正手段による登録等：公文書偽造）
- ④ 登録票のみの譲渡し等（登録票等の管理等：法第21条第3項）。
- ⑤ 譲受けの無届出（登録票等の管理等：法第21条第4号）
- ⑥ 虚偽の登録申請（不正登録：法第59条第3号）
  - ・ 本邦内繁殖
  - ・ 規制適用前取得

警視庁の情報による過去3年間の主な違反事件について、上記の違反内容別の件数を示すと、①が39件と圧倒的に多く、②が1件、④が2件となり、③、⑤、⑥の内容による違反は発生していない。

最も多い①の違反は、法第12条第1項違反として法第58条第1号により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科される。2011年5月23日には、無登録のヘサキリクガメ計2頭を計約700万円で売却したとして逮捕されている。

②の違反は、法第17条違反として法第62条第1号により30万円以下の罰金が科せられる。2010年10月1日には、無登録のトラのはく製や毛皮等をインターネットオークションや古物市場などで不正取引をしたとして、9人が書類送検され、主犯格の犯人

は 20 万円の罰金刑となっている。インターネットオークションによる出品では、登録票が備え付けられていない剥製等が出品されるケースが近年増えている。

④の違反事例として、2011 年 9 月 28 日には、無償で譲り受けたヨウスコウワニの生体（法第 12 条第 1 項違反）に、他から譲り受けた死んだヨウスコウワニの登録票を付けて（法第 21 条第 3 項違反）正規の取引に見せかけ、70 万円で売却したとして書類送検されている。登録票に係る個体等が死亡した場合など当該個体等を占有しないこととなった場合、登録票を環境大臣（登録機関）に返納しなければならない。

違反の中で最も多かった①を区分別（個体、器官）に見ると、個体が 21 件、器官が 18 件となり、大きな差はない。個体ではヨウスコウワニ等の生体が 10 件、トラやルソンカラスアゲハ等の標本が 11 件であった。また、器官ではトラが 9 件、象牙が 9 件で、いずれも古物商や印材業者が関連する違反として摘発されたものである。

次に、警視庁資料による過去 3 年間の違反事件の中で、個人、業者別に整理すると、個人による違反が 16 件、ペット業者や古物商など不正取引の対象物に関連する業者による違反が 17 件となっている。両者の違反人数はほぼ同数を示しているが、ほとんどの事件は業者が関与した不正取引である。

2011 年の違反事例（参考資料 3.（1））を見ると、比較的大規模な違反としては象牙の譲渡し等禁止に係る違反が挙げられる。生きた個体に関する違反については、カメやワニなどのペットに関する譲渡し等禁止違反で、単価が高い爬虫綱が多く見られる。また、再犯事件についても、単価が比較的高い爬虫綱を扱うペット業者による犯行が挙げられる。

## 7. 希少野生生物の国内流通価格

表 2-7 及び表 2-8 は、インターネットや業者ヒアリング等によって得た価格情報を元に集計した希少野生生物の流通価格である（2011 年 8 月現在）。なお、国際希少種については、流通量の多い種について対象とした。

とりわけ、国際希少種の価格については一頭につき数十万円に及ぶのが通常であり、サイズ等の条件によっては 100 万円を超えるなど、非常に高い金額で取引されているのが実態である。

表 2-7 特定国内種の国内流通価格

種 名	状 態	価格(円)
アマミデンダ	株	500~1,890
ホテиаツモリ	株(花付き)	7,000~52,500
レブンアツモリソウ	株	10,500
	株(花付き)	20,000~141,750
アツモリソウ	種(1袋)	300~400
	株(花付き)	4,000~70,000
オキナワセッコク	株	1,000
	株(花付き)	3,150~10,800
ハナシノブ	種(1袋)	250
	株	300
	株(花付き)	450~600
キタダケソウ	株	1,500
	株(花付き)	1,500~3,500

表 2-8 国際希少種の国内流通価格

種 名	状態、種名・亜種名等	価格(円)
クモノスガメ	亜種キバラクモノスガメ 6.1~12.2cm / 59~389g	179,000~328,000
	亜種キタクモノスガメ 6.9~11.3cm / 58~257g	198,000~329,000
	亜種ミナミクモノスガメ 9.0~11.4cm / 144~257g	320,000~398,000
ハミルトンクサガメ	8~10.5cm / 体重不明	79,800~367,500
スローロリス属	スローロリス	472,500~735,000
オオバタン	不明	300,000~1,260,000
アジアアロワナ	20cm 未満	15,500~680,000
	20~30cm	120,000~800,000
	30cm 以上	210,000~1,800,000

### Ⅲ 点検結果を踏まえた今後の希少野生生物の国内流通管理について (提言)

#### 1. 点検結果及び希少野生生物の国内流通管理にあたっての課題

野生生物は生物多様性の重要な構成要素であり、拡大する種の絶滅の危機を食い止めることは国際的な課題となっている。今日、多くの野生生物が絶滅や減少の危機に瀕している原因としては、開発等による生息・生育地の減少や劣化、外来種による在来種への影響等のほかに過度の捕獲、採取があり、その主要因として商業取引がある。商業取引に関連して絶滅のおそれが生じている種については、捕獲・採取や流通の規制をかけて取引による影響を抑制する必要がある。

絶滅のおそれのある野生生物の国際取引に関する国際的な枠組みとしては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」があり、我が国は1980年に締結した。同条約に基づく我が国の輸出入規制は、外国為替及び外国貿易法（外為法）及び関税法等により行われている。また、1992年に制定された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」では、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種を「国内希少野生動植物種（国内希少種）」として定め、捕獲・採取や取引を規制するとともに、ワシントン条約等によって国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種を「国際希少野生動植物種（国際希少種）」として定め、その国内取引も規制している。

本点検では、希少野生生物の国内流通管理に関連する各種法令の整理を行うとともに、海外法令との比較を行った。また、個体等の譲渡し等を規制している国内希少種及び国際希少種について、種の保存法に基づく国内流通管理のこれまでの状況をとりまとめるとともに、種の保存法の違反事例や国内で流通している希少野生生物の販売価格、動物園・植物園等の公共的な展示施設における希少野生生物の保有状況についても把握した。その結果、種の保存法に定める罰則等現行の制裁措置では違反を抑止するうえで十分とはいえないことや、虚偽申請の排除、届出及び返納の徹底等、登録制度が抱える課題が明らかにされた。また、規制の対象範囲及び内容についても、希少野生生物の保全のために更に検討する余地があることが確認された。

#### 2. 今後の希少野生生物の国内流通管理にあたっての基本的な考え方

我が国に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、捕獲・採取圧が主たる減少要因となっており、全国的に流通する可能性がある種については、国内希少種としてその捕獲及び流通を規制することが当該種の絶滅回避に有効である。

また、種の保存法に基づく国際希少種の国内流通の規制は、ワシントン条約に基づく国際取引規制のより効果的な実施を図る側面を有しているが、ワシントン条約の最終的

な目的は本来の生息・生育地における野生個体群の安定的な存続であり、その種の原産国における適切な捕獲・採取の規制と輸出入国の連携・協力による貿易管理の適切な実施が極めて重要な対策である。したがって、外国を原産国とする絶滅のおそれのある野生生物の流通管理に当たっては、国際的な枠組みや水際での実施体制等の全体の流れを見て、流通による悪影響を最も効果的に抑制できる方策を実行していく必要がある。

ただし、国内流通管理に関して新たな規制を行う際には、個体等を適法に入手した者に対しても新しい義務等を加えることとなるので、その必要性を十分検討するとともに、その運用や監視を含めた規制の実効性も検討すべきである。そのうえで改善すべき点については制度面、運用面の見直しを積極的に行うとともに、実施体制の充実に努めることが重要である。

### 3. 規制の範囲について

#### (1) 規制の対象

種の保存法では、希少野生動植物種保存基本方針により、絶滅のおそれがあり国際取引により影響を受けるものとして、原則として、ワシントン条約の附属書Ⅰに掲載された種を国際希少種に指定しているが、ワシントン条約に基づく締約国間の国際取引の規制の対象とは必ずしも一致していない。具体的には、ワシントン条約では附属書のリストに定められた種又は属等の生物個体の全体、部分、派生物（バッグや漢方薬等の加工品）に加え、種の単位を超えた交雑個体等も規制対象に含まれているが、種の保存法による規制対象は政令に定められた種や属の個体、器官及びそれらの加工品であり、例えば交雑種や政令に規定されていない加工品等は対象としていない。

国際的に絶滅のおそれのある野生生物の国内流通の規制に当たっては、我が国における輸出入及び国内流通の現状や、違法な取引の状況等を踏まえる必要があることから、必ずしも種の保存法の規制の対象範囲を締約国間の国際取引規制の枠組みであるワシントン条約のそれと完全に一致させる必要はないが、具体的にある種について保全上の問題が生じている場合には、問題となる対象種の器官や加工品、あるいは交雑個体や外見が似ている亜種等、その種の保全に有効な規制対象の拡大を検討する必要がある。例えば、ハヤブサ等の交雑種やピューマ等の亜種レベルで規制の対象となっているものなど、外見上では同定が困難であり、登録業務の実施の際にも登録対象の種や亜種等であることの確認が難しい場合がある。本来流通が制限されるべき種の個体等が類似種に紛れて流通することを防ぐため、規制の対象種だけではなく類似種についても、その希少性や流通の状況も踏まえ、社会的に許容可能な範囲内での規制を検討することも一案である。

また、ワシントン条約では、現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、輸入に際して輸出国政府の輸出許可書が必要な種等が附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲載されている。附属書Ⅰ掲載種と異なり、条約上これらの種について輸入国側の許可書は必要とされないが、我が国においては、附属書Ⅱ及びⅢの掲載種のうち、生きている動物と、輸出

禁止等その種の厳格な規制を行っている国・地域を原産国・地域又は船積国・地域とするものを輸入する際には、輸出許可書の偽装による密輸を防ぐために、外為法に基づき経済産業大臣が発行する「確認書」を取得しなければならないこととなっている。

附属書Ⅱ及びⅢの掲載種に関して国際取引による問題がある場合は、まず、附属書の改正により附属書Ⅰに掲載することや「取引量の多い附属書Ⅱ掲載種のレビュー」等の実施といった条約における対策の改善がなされることが第一である。ただし、例えば国際的に我が国への輸入割合が多い附属書Ⅱ又はⅢの掲載種で、我が国の国内流通によりその種の保全上の問題が生じていることが明らかな場合で国内流通管理によって改善効果が大きい等の状況があれば、そのような種を国内流通の規制の対象に含めることも検討の余地がある。

## (2) 規制の内容

種の保存法に基づく希少野生生物の国内流通管理は、譲渡し等の行為が規制の対象となっており、所持自体は規制されていない。このため、違法に取得された可能性が高いものが引き続き所持や飼養される場合があることから、違法に取得したものを所持していることが立証しうる場合には個体等の没収ができるよう措置するなど、所持規制を検討する事も考えられる。

ただし、所持そのものを原則禁止することは非常に強い規制であり、我が国では銃砲刀剣類や麻薬等、所持すること自体の社会的脅威が極めて大きいものに限定されていることに留意する必要がある。希少野生生物の個体等については、規制前から国内で所有されているものも多い上、国際希少種のうちワシントン条約附属書Ⅰ掲載種であっても、野生由来のものではなく、条約の決議（Resolution Conf. 12.10 (Rev. COP15)）にしたがって登録された飼育繁殖施設において繁殖されたものであれば商業目的の国際取引が認められており、それらについては種の保存法でも登録票の交付により国内の流通が認められているところである。希少野生生物のこのような特性を認識した上で、所持すること自体を原則禁止することが適切な措置であるか、当該種を保全する上での効果も含めて慎重に検討する必要がある。また、違法に取得した個体等の没収については、特に生きた個体について、没収後の飼養の体制や違法に取得した者が没収後の飼養に関して果たすべき責務（費用負担等）などを十分に検討することが重要である。

なお、違法取引に対しては罰則を全般的に厳しくすることが抑止力になると考えられる。

## 4. 罰則等について

比較的流通量の多い国際希少種の流通価格を見ると高額で取引されているものが多く、違法取引から得られる利益に比べて種の保存法の譲渡規制違反に対する罰則等の制裁は弱いと言わざるを得ない。違反事例を見ても、再犯を繰り返す者がいることが確認

されている。

違法な輸出入に対する外為法や関税法での罰則も参考とし、違法行為の抑止に効果を発揮する程度に懲役や罰金等の罰則の強化を検討すべきである。また、過去約3年間の種の保存法違反の事例を見ると、象牙やペットとしての爬虫綱の生体について事業者による譲渡し等の違反が複数見られ、製品製造業者やペット業者等の事業者による再犯防止の観点から特に法人に対する罰則の強化を検討すべきである。

なお、象牙を含む特定国際種事業や特定国内種事業に対しては、入手先の聴取や譲渡し等に関する書類の記載・保管といった遵守事項を実施せず、大臣の指示にも反した場合に3ヶ月を超えない範囲で業務の停止を命ずることができることとなっている。特定事業者が違法な取引を行った場合に現行の3ヶ月より長期の業務停止を可能にするなど、業規制の強化を検討することも考えられる。ペット業者による哺乳綱、鳥綱及び爬虫綱の生体の販売等に関しては、動物愛護管理法によって、種の保存法に違反した場合に動物取扱業の登録の取消し等をできるようにするなどについて検討する必要がある。

## 5. 国際希少野生動植物種の個体等の登録制度について

### (1) 登録関係事務の実施方法について

登録は、対象となっている種であること及び対象となる個体等が登録要件に該当していることを登録機関が確認したうえで行なっているが、これらの確認は申請書の書類を基本に行っており、文書や添付する写真の偽装による虚偽申請を排除できない場合がある。

虚偽申請の排除のためには、必要な情報が種の特性やその個体等の状況等に応じて異なることを十分理解した上で、それらの情報を申請者から適切かつ十分に得ることが重要である。例えば、国内で繁殖させた生体の登録の場合、省令において明確に求められている「繁殖した場所と経緯」のみでは、繁殖の真偽を確認するための情報として不十分な場合がある。そのため、登録機関がその確認のために十分な情報を求めるうえで必要な場合には、追加的な情報を得るための権限を担保できるよう制度上の改善を検討すべきである。

なお、個体を個別に識別することは虚偽申請への対策としても有益ではあるが、マイクロチップ等の既存の個体識別方法は、種や成長段階によって死亡や損傷の原因になりうる等の理由から使用できなかつたり、対象の個体等から切り離せないようにすることが困難であったりするなど、技術的な課題が大きい。少なくとも現時点で利用可能な技術を用いた個体識別によって虚偽申請等を完全に防ぐことは難しく、意図的な違法行為に対しては罰則の強化の方が現実的かつ有効である。また将来的にも、個体識別に要するコストに見合った保全上の効果が得られるかどうかは、それぞれの種について十分な検討が必要である。

## (2) 届出、返納及び登録の取消し等について

生体が死亡するなどにより対象となる個体等を所有しなくなった場合等の登録票の返納が適切になされず、未返納の登録票が不正に利用された事件が発生しているほか、個体等の譲受け等に係る届出の履行が不十分となるおそれがあり、個体等の現在の所有者の把握が困難な場合がある。届出や返納が義務づけられていることの周知徹底を図るほか、生きた動物の場合は種毎の寿命等の科学的データを集積しておく等、届出及び返納の不履行を防止するための対応を行う必要がある。なお、登録票は対象個体等の入手が適法であることを確認したものであり、返納されるまで有効となっているが、定期的な更新を義務づけることによって未返納の登録票の不正使用を防止することも考えられる。ただし、登録は譲渡し等を具体的に予定していない場合でも申請することが可能であり、更新制の導入はそのような自主的な登録を抑制してしまうことも想定され、制度導入の適否や、導入する場合の更新期限については十分な検討が必要である。

また、虚偽の申請等で交付された登録の取消や、生体から標本に状態が変化するなどによる記載事項の変更に関する規定が法令上明記されておらず、必要な手続きが明確ではない。登録制度の円滑な実施のために、これらの手続きを明らかにしておく必要がある。

## 6. 法制度の周知について

現状では、種の保存法の目的や仕組み、義務等の周知が十分でないため、規制を知らない者が不適切な譲渡し等を行ってしまう場合もある。広く国民に対しては丁寧に、特に希少野生生物の取引に関わっている人には念入りに普及広報を行い、種の保存法に関する理解を広めることが重要である。

例えば、種の保存法では販売・頒布の前段階になる行為として陳列を規制の対象としているが、陳列にはインターネットやカタログへの掲載も含まれることが十分に周知されているとはいいがたく、インターネット上では登録票の掲示（備え付け）がないものも頻繁に見られる。インターネットオークションのプロバイダー等への種の保存法の周知徹底も重要である。

## 7. 終わりに

本点検では、種の保存法に基づく希少野生生物の国内流通管理のこれまでの状況を点検し、制度上・運用上の課題を明らかにした。

本章では、点検結果を踏まえ、国内流通管理に関する基本的な考え方を示すとともに、規制の範囲、罰則等及び登録制度について今後の検討課題を含めて提言を行った。

本提言が、生物多様性国家戦略の見直しをはじめ、絶滅のおそれのある野生生物の保全に関連する制度面及び運用面の今後の検討及び改善に当たって活用され、我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全がより一層推進されることを望むものである。